

港則法関係書類作成の手引き (阪神港大阪区、堺泉北区)

令和5年10月

監修 大阪海上保安監部航行安全課

目 次

第 1	一般的注意事項等	
1	窓口受付時間	1
2	審査基準及び標準処理期間	1
3	書類作成の留意事項	1
4	NACCSによる申請時の留意事項	2
5	許可書等の取扱い	3
第 2	港則法	
1	概説	4
2	適用港、特定港	4
3	特定港における規制等	5
第 3	阪神港大阪区及び堺泉北区の状況	
1	概要	6
2	港区	6
3	岸壁区分	11
4	航路	12
5	管制水路	13
第 4	入出港及び停泊等	
1	入出港届	17
2	入出港届省略許可	18
3	停泊場所指定願	19
4	係留施設使用届	21
5	係留施設使用届省略許可	22
6	移動許可	23
7	修繕届、係船届	24
第 5	危険物	
1	危険物積載船舶に対する港長の指揮	25
2	危険物の種類	26
3	危険物積載船舶の停泊場所指定	27
4	危険物荷役許可	29
5	危険物運搬許可	33
6	危険物荷役、運搬包括許可	34
7	危険物専用岸壁承認願	35
第 6	工事・作業及び行事	
1	工事作業許可	40

2	磁気探査、警戒船配備等	48
3	工事作業区域の明示	48
4	水底土砂等の溶出検査結果（分析表）	48
5	海洋施設設置届	49
6	水路の保全	49
7	行事許可	50

第 7 港則法に基づく制限等

1	進水届、入出渠届	52
2	竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可	53
3	えい航の制限	54
4	私設信号使用許可	55
5	航行管制	56
6	船舶交通の制限	57

第 8 その他

1	入出港届記載事項証明申請書	60
2	阪神港大阪区及び堺泉北区の進路信号	60

(用語例)

- 法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- 政令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法施行令（昭和 40 年政令第 219 号）
- 規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）
- タンカー（タンク船含む）・・・・・・・・貨物倉の大部分がばら積みの液体輸送のための構造を有する船舶
- 引火性危険物・・・・・・・・・・・・引火性液体類及び引火性高圧ガス
- 引火性危険物積載タンカー・・・・・・・・引火性危険物を貨物として積載しているタンカー又はこれらの貨物を荷卸し後、ガス検定を行い、火災若しくは爆発のおそれが無いことを船長が確認していないタンカー
- 危険物港区・・・・・・・・・・・・・・・・規則別表第 1 に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港の港区

第 1 一般的注意事項等

1 窓口受付時間

- (1) 平日（月曜日～金曜日） 午前8時30分～正午
午後1時～午後4時30分
- (2) 閉庁日
原則、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）の休日（以下「閉庁日」と記す。）は受付を行っておりません。
- (3) 緊急の場合は平日の時間外及び閉庁日でも受け付けますが、必ず事前に電話してください。

電話番号 大阪海上保安監部 航行安全課 06 -6571- 0223
堺海上保安署 072 -244 -5076

2 審査基準及び標準処理期間

港長は、港則法に基づく各種許可等を行う際の審査基準及び標準処理期間を、行政手続法に則り定めて窓口にて備え置いておりますので、許可申請等を行う場合の参考にしてください。

3 書類作成の留意事項

港則法に基づく各種の届出、許可申請書類の作成については、それぞれの項で説明しますが、ここでは、書類の作成、取扱い等の共通する事項を取りまとめておりますので、参考にしてください。

- (1) 提出日は、和暦（令和〇年〇月〇日）で記入し、あて名は大阪区及び堺泉北区とも「阪神港長」として、大阪区は大阪海上保安監部航行安全課に、堺泉北区は堺海上保安署に提出してください。
- (2) 港長の許可印、指定印、受領印等が押された書類については、勝手に内容等を修正することはできません。
許可を受けて行われる内容等に変更が生じた場合は、遅滞なく一部変更の許可申請等を行うか、新たに許可申請等を行ってください。
ただし、次に掲げる変更が生じ、他の船舶の交通への影響がない場合は、事前に電話連絡により変更手続きを行うこともできます。
なお、受付時間中にNACC Sで許可申請等をされたものは、NACC Sで変更又は取消してから新規申請を行ってください。
 - ① 許可、指定及び届出の期間の変更（潮汐を利用して係留を行う場合を除く。）
 - ② 危険物荷役、運搬許可及び錨地・停泊場所指定に係る危険物接岸荷役許

容量（びょう地・停泊場所の指定にあつては、停泊許容量）の危険物のこん包の数及び正味重量の減少に係る変更

③ 港長が承認した専用岸壁における危険物荷役・運搬に係る1回の最大荷役量の範囲内での荷役量の増減に係る変更

④ その他、実質審査を要しない軽微な変更

(3) 包括許可は1か月を単位とし、毎月20日～末日までの間に、翌月分を申請してください。

なお、新規の包括許可については、余裕をもって事前に相談してください。

(4) 記載欄には余白が生じないように記入してください。該当項目がない場合は、「なし」と記入するか、斜線を引いてください。

(5) 書類の提出前に記載内容を変更、修正等を行う場合は、横線2本を引いて削除し、その上部に新しい内容を記載し、削除部分分かるよう訂正印を押印する等してください。

(6) 港則法に規定する船舶とは、水上輸送の用に供する船舟類であり、通常の船舶のほかにクレーン船、はしけ、台船等の無動力船も含まれます。

なお、この場合の総トン数は載貨重量トン数の60%を総トン数とみなします。

4 NACCSによる申請時の留意事項

(1) 受付書類

- ・ 危険物荷役許可申請書
- ・ 危険物運搬許可申請書
- ・ 停泊場所指定願（全ての危険物積載船）
- ・ 移動許可申請書
- ・ びょう地指定願（阪神港大阪区・堺泉北区では、総トン数500トン以上の船舶（危険物積載船を含む。））
- ・ 入出港届
- ・ 係留施設使用届
- ・ 移動届

(2) 受付時間

閉庁日を除いた平日の午前8時30分から午後4時30分の間。

ただし、緊急の場合は時間外・閉庁日でも受付ますが、申請後は必ず電話連絡してください。

(3) 利用申込

NACCSの利用申し込みは、輸出入・港湾関連情報処理センター株

式会社（NACCSセンター）にお問い合わせください。

(4) 申請方法

申請者は、NACCSから阪神港長（大阪海上保安監部宛又は堺海上保安署宛）へ申請してください。

(5) 申請内容の変更・取消

申請者は、NACCSから変更又は取消の申請を行ってください。

5 許可書等の取扱い

(1) 許可書は、必ず許可を受けた行為の行われている現場に携行してください。

(2) 許可を受けた者は、許可の内容、許可条件、港長の指導事項等を現場の関係者に周知してください。

第 2 港則法

1 概 説

港則法は、港内における船舶交通の安全及び港内の整とんを図ることを目的に、昭和23年7月15日法律第174号として制定されました。

海上交通ルールを定めた法律は、他に海上衝突予防法、海上交通安全法がありますが、港則法は海上衝突予防法の特別法として、港内の狭い水域に特別のルールを設け、船舶交通という公共の秩序を維持する行政警察法規で、海上交通取締法規です。

港則法には、次のような事項が定められております。

- (1) 入出港及び停泊に関すること。
- (2) 航路及び航法に関すること。
- (3) 危険物の荷役及び運搬に関すること。
- (4) 水路の保全に関すること。
- (5) 灯火、信号及び私設信号に関すること。
- (6) 工事・作業等に関すること。
- (7) 船舶交通の制限に関すること。

2 適用港、特定港

港則法の適用港は、同法第2条に基づき政令で定められており、令和5年10月現在、全国で500港ありますが、このうち、喫水の深い船舶が出入できる港又は外国船舶が常時出入する港を「特定港」と定めており、全国で87港あります。

特定港には、港長を配置して、法の目的を達成するために届出の受理、停泊場所の指定、危険物荷役や工事作業の許可等の事務を行っています。

大阪府下の適用港は、阪神港（大阪区、堺泉北区）、阪南港、泉州港及び深日港の4港となっており、うち阪神港、阪南港、泉州港が特定港となっています。

3 特定港における規制等

(1) 許可

- ・ 港内移動（法第6条）
- ・ 危険物の荷役、運搬（法第22条）
- ・ 私設信号の設定（法第28条）
- ・ 工事・作業（法第31条）
- ・ 行事（法第32条）
- ・ 竹木材の水上荷卸、筏係留、筏運行（法第34条）

(2) 命令、指揮

- ・ びょう地の指定（法第5条第2項）
- ・ 係留施設の使用の制限、禁止（法第5条第6項）
- ・ 修繕、係船に対する措置（法第7条）
- ・ 船舶に対する移動命令（法第9条）
- ・ 停泊の制限（法第10条、規則第6条、第30条）
- ・ 危険物積載船舶に対する措置（法第20条、第22条）
- ・ 水路保全の措置（法第23条）
- ・ 工事作業等の許可に対する措置（法第31条第2項）
- ・ 漁ろうの制限（法第35条）
- ・ 灯火の制限（法第36条）
- ・ 喫煙等の禁止（法第37条）
- ・ 船舶交通等の制限（法第38条、第39条）
- ・ 原子力船に対する規制（法第40条）
- ・ えい航の制限（規則第9条、第31条）
- ・ 港長が提供する情報の聴取（法第41条）
- ・ 航法の遵守及び危険の防止のための勧告（法第42条）

(3) 届出

- ・ 入出港の届出（法第4条、規則第1条）
- ・ 係留施設の使用届（法第5条第5項、規則第4条第4項）
- ・ 移動の届（法第6条第2項）
- ・ 修繕、係船の届（法第7条）
- ・ 海難発生時の報告（法第24条）
- ・ 進水、入出渠届（法第33条）
- ・ 管制水路航行予定時刻等の通報（法第38条第2項）

第 3 阪神港大阪区 及び堺泉北区の状況

1 概要

大阪区及び堺泉北区は、大阪市、堺市、高石市及び泉大津市の沿岸を港区として定めており、北側は兵庫県の阪神港尼崎西宮芦屋区と接し、南側は阪南港に接しています。

港則法に係る各種事務の担当は、

大阪区：大阪海上保安監部 航行安全課

堺泉北区：堺海上保安署

2 港区

阪神港大阪区及び堺泉北区は、区域内を大阪区第1区～第6区、堺泉北区第1区～第7区の13の港区（航路を除く。）に区分しており、それぞれ停泊すべき船舶が定められています。

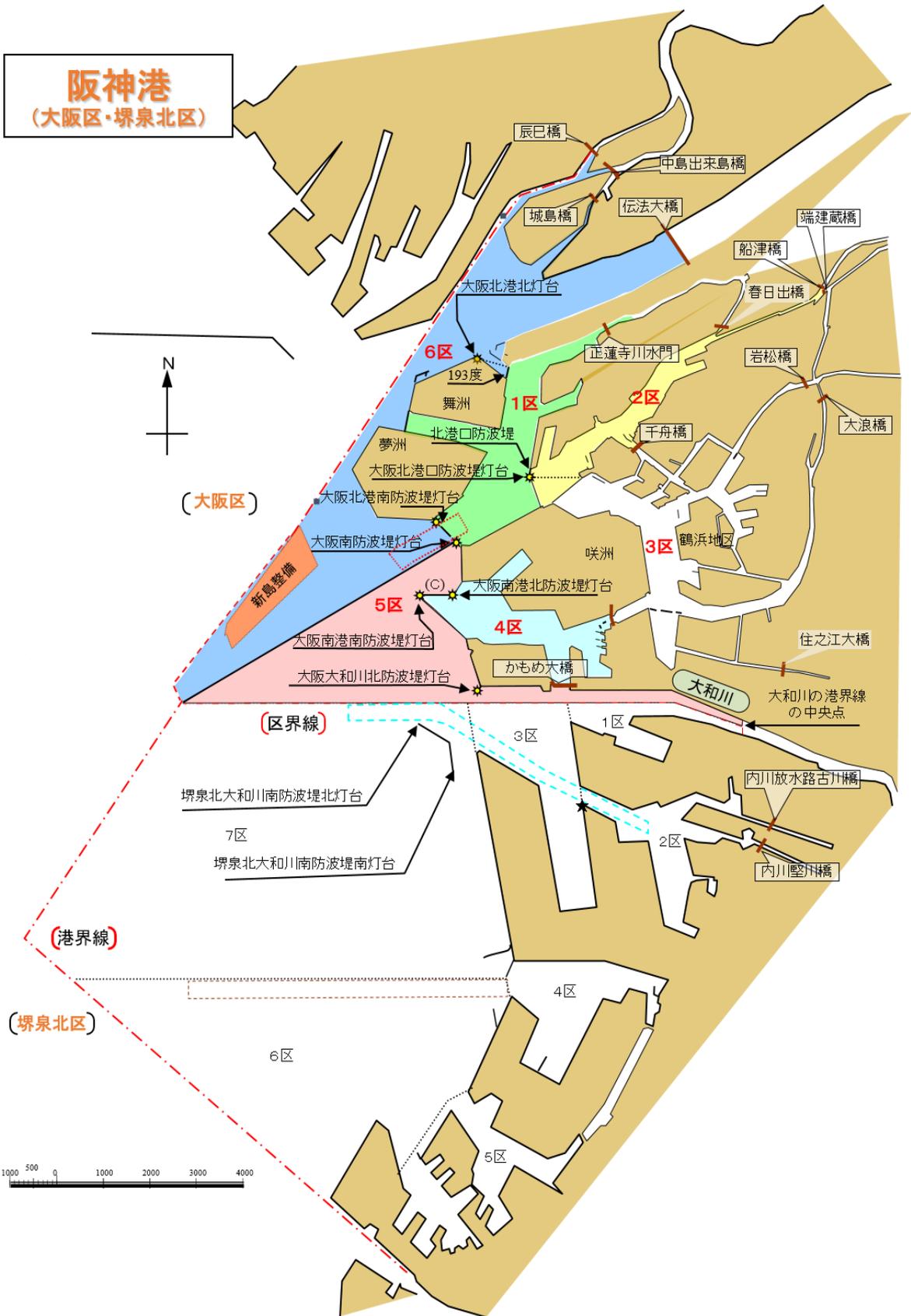
危険物積載船舶は防波堤の内側（大阪区第5区、第6区及び堺泉北区第6区、第7区を除いた海域）では係留施設に係留する場合のほかは、びょう泊はできませんので注意してください。

都道府県	港名	港の区域
大阪府 兵庫県	阪神	播磨塩屋港南防波堤灯台(北緯 34 度 37 分 50 秒東経 135 度 4 分 49 秒)から 69 度 30 分 1、280 メートルの地点から 90 度 3,920 メートルの地点まで引いた線、同地点から 121 度 5,430 メートルの地点まで引いた線、同地点から 79 度 11,940 メートルの地点まで引いた線、同地点から 355 度 2,710 メートルの地点まで引いた線、同地点から 73 度 30 分 7,220 メートルの地点まで引いた線、同地点から 214 度 3,700 メートルの地点まで引いた線、同地点から 218 度 30 分 4,750 メートルの地点まで引いた線、同地点から 151 度 30 分 420 メートルの地点まで引いた線、同地点から 214 度 5,990 メートルの地点まで引いた線、同地点から 130 度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面、東経 135 度 27 分 38 秒の線から下流の大和川水面、内川堅川橋、内川放水路古川橋、住吉川住之江大橋、木津川大浪橋、尻無川岩松橋、旧淀川端建蔵橋及び船津橋、六軒家川春日出橋、正蓮寺川正蓮寺川水門、淀川伝法大橋、神崎川城島橋、中島川中島出来島橋、左門殿川辰巳橋、旧左門殿川五合橋、蓬川蓬川橋、武庫川南武橋、宮川汐凧橋、高橋川高橋川橋、新湊川駒栄橋並びに妙法寺川古川橋各下流の河川水面並びに木津川運河、三軒家川、福町堀、大正内港、天保山運河、三十間堀川、安治川内港、桜島入堀、島屋北入堀、東堀運河、北堀運河、中堀運河、西堀運河、新川運河及び兵庫運河の各水面

港 の 名 称	港 区	境界	停泊すべき船舶
阪 神 港	大 阪 区	第1区 大阪北港北灯台から112度720メートルの地点から193度に陸岸まで引いた線(以下G線という。)、正蓮寺川水門、北港口防波堤、大阪北港口防波堤灯台(北緯34度39分6秒東経135度24分51秒)から166度30分に陸岸まで引いた線(以下H線という。)、南防波堤、大阪南防波堤灯台から大阪北港南防波堤灯台(北緯34度38分29秒東経135度23分34秒)まで引いた線(以下I線という。)、北港南防波堤、舞洲南西端から191度に陸岸まで引いた線(以下J線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第2区 H線、北港口防波堤、春日出橋、船津橋、端建蔵橋、千舟橋、大阪北港口防波堤灯台から100度1,110メートルの地点から231度30分に陸岸まで引いた線(以下K線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	
		第3区 K線、千舟橋、岩松橋、大浪橋、住之江大橋、東側南港大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面	
		第4区 大阪南港南防波堤灯台(北緯34度37分42秒東経135度23分22秒)から大阪南港北防波堤灯台まで引いた線(以下L線という。)、南港北防波堤、東側南港大橋、かもめ大橋、南港南防波堤及び陸岸により囲まれた海面	
		第5区 南防波堤、南港北防波堤、L線、南港南防波堤、かもめ大橋、大和川の港界線、堺泉北区境界線及び大阪南防波堤灯台からC地点まで引いた線(以下M線という。)及び陸岸により囲まれた海面及び水面	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は、係留施設に係留する場合を除き、大阪大和川北防波堤灯台(北緯34度36分39秒東経135度24分5秒)から180度

				に引いた線以西の海面に限る。
		第6区	G線、J線、北港南防波堤、I線、M線、港界線、大阪北港北灯台から269度30分1,370メートルの地点から34度3,300メートルの地点まで引いた線、同地点から辰巳橋までの大阪市と尼崎市の境界線、辰巳橋、中島出来島橋、城島橋、伝法大橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	各種船舶及び危険物を積載した船舶。ただし、危険物を積載した船舶は、大阪北港北灯台から零度に引いた線以西の海面に限る。
阪神	堺泉北区	第1区	堺2区北西端(北緯34度36分18秒東経135度25分25秒)から352度390メートルの地点(以下A地点という。)まで引いた線(以下A線という。)、A地点、A地点から90度2,140メートルの地点及び大和川の港界線の中央点を順次に結んだ線、大和川の港界線並びに陸岸により囲まれた海面及び水面	各種船舶及び係留施設に係留する場合における危険物を積載した船舶
		第2区	堺信号所護岸北西端から堺2区南西端(北緯34度35分36秒東経135度25分33秒)まで引いた線(以下B線という。)、古川橋、堅川橋及び陸岸により囲まれた海面及び水面(航路を除く。)	
		第3区	堺7区北西端から350度970メートルの地点(以下B地点という。)まで引いた線(以下C線という。)、B地点からA地点まで引いた線、A線、B線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
		第4区	堺浜寺北防波堤、同防波堤突端から堺浜寺南防波堤突端まで引いた線(以下D線という。)、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	
		第5区	泉北1区西端(北緯34度32分12秒東経135度23分57秒)から汐見沖防波堤突端まで引いた線(以下E線という。)、同防波堤、浜寺大橋及び陸岸により囲まれた海面	
		第6区	堺浜寺北防波堤突端から270度に港界線まで引いた線(以下F線という。)、D線、堺浜寺南防波堤、E線、汐見沖防波堤、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
		第7区	大阪南防波堤灯台(北緯34度38分19秒東経135度23分52秒)から240度6,660メー	

		トルの地点(以下C地点という。)からB地点まで引いた線、C線、堺浜寺北防波堤、F線、港界線及び陸岸により囲まれた海面(航路を除く。)	
--	--	--	--



3 岸壁区分

港長は、次の標準により港内の全ての係留施設を、A、B、C1、C2、Dに区分し、この区分に応じて危険物の接岸荷役許容量を定めています。

岸壁区分	標準
A	旅客船を係留するバース及びその付近のバース 観光客の雑踏するバース 船舶が極めて輻輳している場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては、100m程度以下)
B	A・C1・C2・D以外のバース (市街地からの距離の標準としては300m程度)
C1	港湾法上の保安港区に指定されたバース 市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては500m程度以上)
C2	コンテナ専用岸壁
D	港長が適当と認める専用岸壁

主な係留施設、びょう地及びそのコード番号は以下を参照してください。

◇ NACCS 掲示板

(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/>)

◇ バースコード一覧

(<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/berth-code.html#osaka>)

4 航路

法第 11 条に基づき、次のとおり航路を設定しており、汽艇等以外の船舶は港に出入りする場合は、海難を避ける場合等のほかは、航路によらなければなりません。

(航路及び管制水路図参照)

航路名	航路の区域
大阪航路	第一号の地点から第三号の地点までを順次に結んだ線と第四号の地点から第六号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 大阪南港南防波堤灯台から 39 度 1,720 メートルの地点 二 大阪南港南防波堤灯台から 345 度 30 分 710 メートルの地点 三 大阪南港南防波堤灯台から 334 度 670 メートルの地点 四 大阪南港南防波堤灯台から 28 度 1,920 メートルの地点 五 大阪南港南防波堤灯台から 339 度 1,100 メートルの地点 六 大阪南港南防波堤灯台から 330 度 1,610 メートルの地点
堺航路	第一号の地点から第五号の地点までを順次に結んだ線と第六号の地点から第九号の地点までを順次に結んだ線との間の海面 一 堺信号所から 112 度 1,430 メートルの地点 二 堺信号所から 316 度 30 分 210 メートルの地点 三 堺信号所から 301 度 3,370 メートルの地点 四 堺信号所から 299 度 30 分 3,730 メートルの地点 五 堺信号所から 290 度 5,290 メートルの地点 六 堺信号所から 100 度 1,260 メートルの地点 七 堺信号所から 349 度 30 分 410 メートルの地点 八 堺信号所から 304 度 30 分 3,730 メートルの地点 九 堺信号所から 293 度 5,400 メートルの地点
浜寺航路	浜寺信号所（以下 A 地点という。）から 201 度 30 分 380 メートルの地点から 270 度 6,850 メートルの地点まで引いた線と A 地点から 192 度 655 メートルの地点から 270 度 6,850 メートルの地点まで引いた線との間の海面

- ※ ① 「汽艇等」とは、総トン数 20 トン未満の汽船、はしけ及び端舟その他ろかいのみをもって運転し、又は主としてろかいをもって運転する船舶をいう。
- ② 「航路によらなければならない」とは、航路として定められた区間をその方向に沿って航行しなければならないことをいう。
 ここで「航路による」とは、航路の出入口から航路に出入すること及び航路の出入口以外の部分において航路内をこれに沿って通航することを含んでおり、航路を斜航し又は横切することは航路によることとはならない。

5 管制水路

阪神港大阪区及び堺泉北区においては、港則法第 38 条に基づき、次の水路において一定トン数以上の大型船舶の行会いを防止するため、航行管制を行っているので、信号所の発する信号に従って航行しなければなりません。

	管制水路	管制船舶等
南港信号所 34-37-20N 135-25-20E 南港第二信号所 34-37-13N 135-24-9E	〔南港水路〕 大阪南港北防波堤灯台 (34-37-43N, 135-23-48E) から 113 度 570m の地点、同灯台から 213 度 70m の地点、同 灯台から 298 度 30 分 520m の地点、同灯台 から 141 度 660m の地 点、同灯台から 204 度 380m の地点、同灯台 から 269 度 30 分 620m の地点の各地点を結ん だ線により囲まれた海面	管制船舶 5,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上
堺信号所 34-35-22N 135-25-36E 堺第二信号所 34-35-22N 135-25-35E	〔堺水路〕 堺信号所から 301 度 2,540m の地点から 29 度に引いた線以東の堺 航路	管制船舶 3,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上
浜寺信号所 34-33-40N 135-24-38E	〔浜寺水路〕 浜寺信号所から 262 度 40 分 2,755m の地点か ら 181 度に引いた線 以東の浜寺航路	管制船舶 10,000 総トン以上 管制対象船舶 500 総トン以上

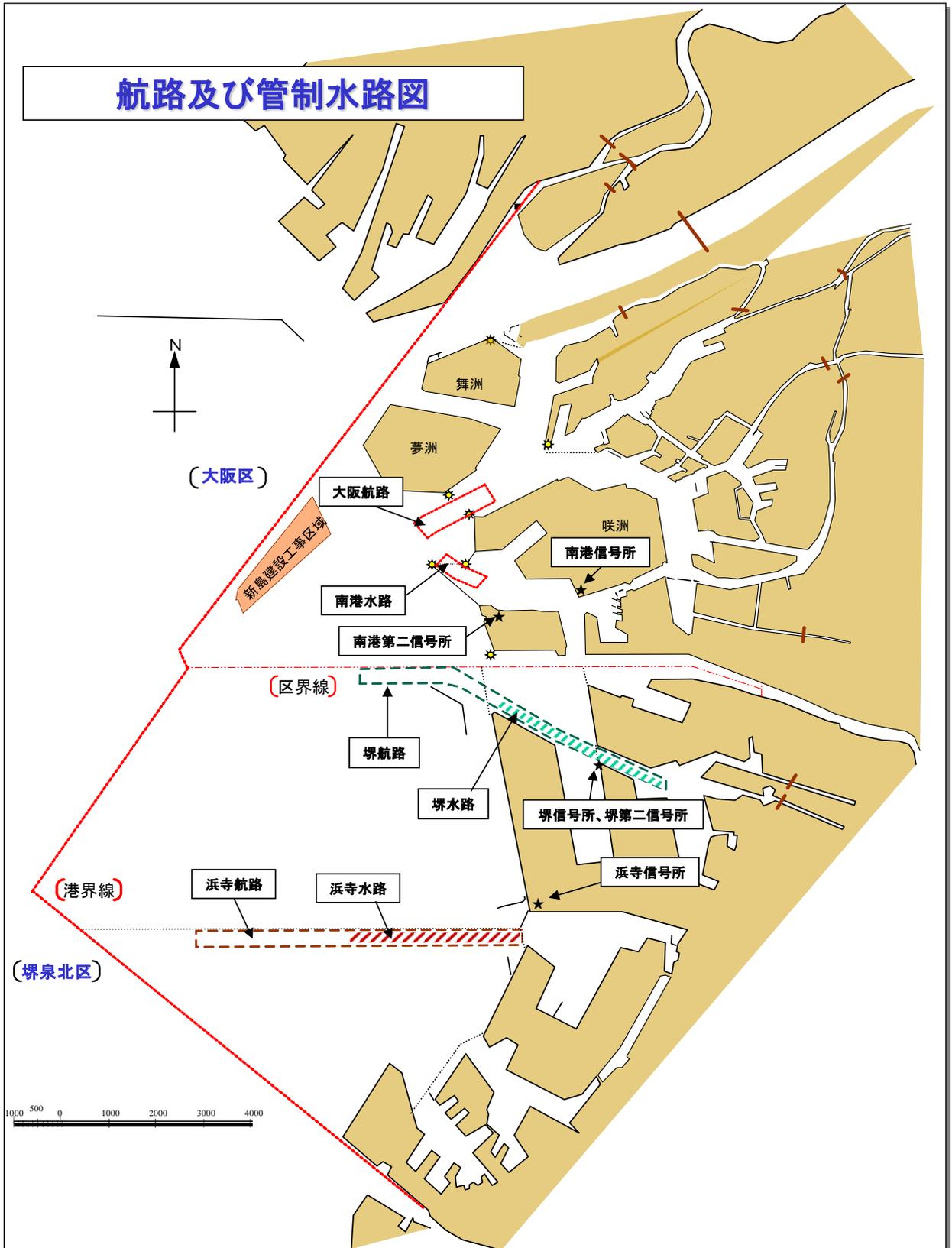
※ 管制船舶は、管制水路を入出航する予定日の時刻を、原則 4 日前の午前 8 時 30 分から前日の正午までに大阪湾海上交通センターに通報

南港水路 078-302-7613

堺水路・浜寺水路 078-302-7614

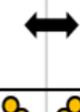
- ・ 管制船舶：管制信号が入航信号もしくは出航信号でのみ水路を航行できる一定以上の総トン数の船舶
- ・ 管制対象船舶：管制船舶が水路を入出港する際に行き会いが制限される一定以上の総トン数の船舶

航路及び管制水路図

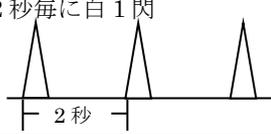
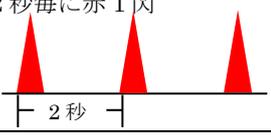
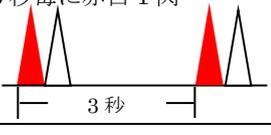
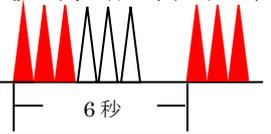


阪神港大阪区及び堺泉北区の管制信号

南港信号所・南港第二信号所(阪神港大阪区)

	信号の方法	信号の意味
Iの文字の点滅		入航船は、入航することができること。 総トン数五百トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
Oの文字の点滅		出航船は、出航することができること。 総トン数五百トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
Fの文字の点滅		総トン数五千トン以上の入航船は、水路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 総トン数五千トン以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 総トン数五千トン未満の入出航船は、入出航することができること。
Xの文字及びIの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくIの文字の点滅に変わる。
Xの文字及びOの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくOの文字の点滅に変わる。
Xの文字及びFの文字の交互点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある総トン数五百トン以上の入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 水路外にある総トン数五百トン未満の入出航船は、入出航することができること。 信号が、間もなくFの文字の点滅に変わる。
Xの文字の点滅		水路内において航行中の入出航船は、入出航することができること。 水路外にある入出航船は、水路外において、水路内において航行中の入出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 信号が、間もなくXの文字の点灯に変わる。
Xの文字の点灯		港長の指示を受けた船舶以外の船舶は入出航してはならないこと。

堺信号所・浜寺信号所(阪神港堺泉北区)

信号の方法	信号の意味		
閃光式 (昼夜間)			
2秒毎に白1閃 	入航信号	入航船は入航可 500 t 以上の出航船は、運航停止して待機 500 t 未満の出航船は、出航可	
2秒毎に赤1閃 	出航信号	出航船は出航可 500 t 以上の入航船は、航路外で出航船の進路を避けて待機 500 t 未満の入航船は、入航可	
3秒毎に赤白1閃 	自由信号		堺水路
		入出航禁止	3,000 t 以上
		入出航可	10,000 t 未満
6秒の間に赤3閃と白3閃 	禁止信号	港長の指示船以外は入出航禁止	

第4 入出港及び停泊等

1 入出港届

(1) 根拠

法第4条

船舶は、特定港に入港したとき又は特定港を出港しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に届け出なければならない。

(2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第1号様式

(税関、入国管理事務所及び港湾管理者へ提出するものと共通の様式です。)

(4) 対象船舶

入出港届省略許可を受けた船舶及び次に該当する日本船舶を除く全ての船舶

規則第2条

次の各号のいずれかに該当する日本船舶は、前条の届出をすることを要しない。

- 1 総トン数 20 トン未満の汽船及び端舟その他ろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する船舶
- 2 平水区域を航行区域とする船舶
- 3 旅客定期航路事業（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第4項に規定する旅客定期航路事業をいう。）に使用される船舶であつて、港長の指示する入港実績報告書及び次に掲げる書面を港長に提出しているもの。

(以下省略)

(5) 留意事項

- ① 検疫のみの目的で、港域内の検疫区域に錨泊し、検疫終了後速やかに出港する場合は入出港届の届出は不要です。
- ② 船名は、外国船の場合は英語で、日本船の場合は日本語で船舶国籍証書に記載されているとおり記入してください。
- ③ 電算機による事務処理を行っていますので、前寄港地、次寄港地の港名欄の余白に必ず港湾コードを記入してください。
- ④ 停泊場所は、「阪神港大阪区第二区〇〇〇岸壁」等、停泊している場所（岸壁名）を具体的に記入してください。
- ⑤ 入港したときとは、単に港の境界線の内側に入ったときをいうのではなく荷役、人の乗下船、補給その他の目的をもって港域内において停泊したときをいいます。

例えば、岸壁、棧橋等の係留施設に完全に係留したとき、びよう泊の場合は錨が海底をかいたときをもって入港としております。

2 入出港届省略許可

(1) 根拠 (適用除外)

規則第 21 条第 1 項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第 1 条及び第 4 条第 4 項の届出をすることを要しない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第 2 号様式

(4) 対象船舶

主として当該港を基地とし、係留場所も確保されており、船舶の動静把握の容易な次に掲げるような船舶

- ・ 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- ・ 概ね月 10 回以上入港する船舶

(5) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの 1 か月以内に限って申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口にご相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月 7 日までに入出港の実績表を提出してください。

3 停泊場所指定願

(1) 根 拠

法第5条第2項

国土交通省令の定める船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設（以下「けい留施設」という。）にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所（以下「びよう地」という。）の指定を受けなければならない。この場合には、港長は、特別の事情がない限り、前項に規定する一定の区域内においてびよう地を指定しなければならない。

※ 国土交通省令の定める船舶— 総トン数 500 トン（関門港若松区においては、総トン数 300 トン）以上の船舶（阪神港尼崎西宮芦屋区に停泊しようとする船舶を除く。）

国土交通省令の定める特定港—京浜港、阪神港、関門港

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第3号様式

(4) 対象船舶

総トン数 500 トン以上の船舶又は危険物を積載した船舶

(5) 留意事項

- ① 停泊場所の指定は、法第5条第2項又は後述する第21条（危険物積載船）のいずれかに該当する船舶が指定を受けるものです。
- ② 次の船舶は、停泊場所の指定を受ける必要はありません。
 - ・ 移動許可を受けた船舶（法第6条第1項）
 - ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶（法第6条第1項ただし書き）
 - ・ 修繕中又は係船中の停泊場所の指定を受けた船舶（法第7条第2項）
 - ・ 移動を命ぜられ、その際びよう地について指示を受けた船舶（法第9条）
 - ・ 危険物荷役許可を受けた船舶（法第22条第1項）
 - ・ 危険物運搬許可を受けた船舶（法第22条第4項）
 - ・ 港長から停泊場所に係る命令又は勧告を受けた船舶（法第39条第3項又は第4項）
- ③ 規則第3条別表第一により、港区ごとに停泊すべき船舶が定められています。
- ④ びよう地の有効利用を図るため、阪神港大阪区で荷役等を行う船

舶に指定し、当分の間、停泊期間は原則として72時間（3日間）以内（平成21年12月3日より試行）としています。雨天による先船の荷役遅れ等止むを得ない事情により長期間のびょう地使用が必要な場合には、事前に窓口に相談してください。

- ⑤ 平成19年12月1日の一開港化により、阪神港神戸区を大阪区に向けて出港（直航）のうえ、大阪区内にびょう泊しようとする船舶について、大阪区、堺泉北区内のびょう地に余裕がない場合であって、神戸区内にびょう地指定が可能である場合に限り、神戸区のびょう地を指定することができますので窓口に相談してください。

4 係留施設使用届

(1) 根拠

法第5条第5項

特定港のけい留施設の管理者は、当該けい留施設を船舶のけい留の用に供するときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨をあらかじめ港長に届け出なければならない。

規則第4条第4項

法第5条第5項の規定により、特定港の係留施設の管理者は、当該係留施設を総トン数500トン（関門港若松区においては、総トン数300トン）以上の船舶の係留の用に供するときは、次に掲げる事項を港長に届け出なければならない。

- 1 係留の用に供する係留施設の名称
- 2 係留の用に供する時期又は期間
- 3 係留する船舶の国籍、船種、船名、総トン数、長さ及び最大喫水
- 4 係留する船舶の揚荷又は積荷の種類及び数量

(2) 届出者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委任を受けた代理人・代理店

(3) 様式

第4号様式

(4) 対象船舶

総トン数500トン以上の船舶

(5) 留意事項

- ① 係留施設の管理者は、係留しようとする船舶が当該施設の水深、係船能力等を考慮して、安全に係留できることを確認のうえ届出てください。
- ② 同一係留施設において、係留船舶が重複しないよう係留時間を確認のうえ届出してください。
- ③ 総トン数が明示されていない無動力の台船、バージ、作業船等は、次のいずれかで総トン数を算出して、500トン以上であれば本届を提出してください。
 - ア 載貨重量トン数がある場合
一 載貨重量トン数×0.6
 - イ 載貨重量トン数がない場合
一 全長×幅×平均喫水（貨物満載状態）×0.6
- ④ 係留施設の係留能力を超える船舶を一時的に係留する場合、水深の関係で臨時に潮位を利用しなければ係留できない場合等の特殊な係留となる場合は、係留検討書（安定計算書）、潮位計算書等の関係書類を添付し、十分余裕をもって届出てください。

5 係留施設使用届省略許可

(1) 根拠(適用除外)

規則第21条第1項

あらかじめ港長の許可を受けた場合には、第1条及び第4条第4項の届出をすることを要しない。

(2) 申請者

係留施設の管理者又は係留施設の管理者から委任を受けた代理人・代理店

(3) 様式

第5号様式

(4) 対象船舶

総トン数500トン以上の船舶で、次に掲げる事項を満たす船舶

- ・ 一定の範囲内に停泊する同一船舶
- ・ 概ね月10回以上入港する船舶

(5) 留意事項

- ① 許可を申請する期間は、その月の最終日までの1か月以内に限って申請してください。

なお、新規の申請にあたっては、事前に窓口にご相談してください。

- ② 許可期間が終了した場合は、翌月7日までに係留施設使用の実績表を提出してください。

6 移動許可

(1) 根拠

法第6条

汽艇等以外の船舶は、第4条、次条第1項、第9条及び第22条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、前条第1項の規定により停泊した一定の区域外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。

ただし、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により移動したときは、当該船舶は、遅滞なくその旨を港長に届け出なければならない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第3号様式

(4) 対象船舶

阪神港大阪区・堺泉北区では錨地から錨地に移動する総トン数500トン以上の船舶又は危険物積載船舶

(5) 留意事項

- ① 次の場合は、申請の必要はありません。
 - ・ 出港の届出を行った場合（法第4条）
 - ・ 修繕又は係船の届出を行った場合（法第7条第1項）
 - ・ 港長から移動を命ぜられた場合（法第9条）
 - ・ 危険物の運搬・荷役の許可を受けた場合（法第22条）
 - ・ 海難を避けようとする場合その他やむを得ない場合
- ② 移動許可を受けた船舶は、法第5条第2項のびよう地の指定又は法第21条の停泊場所の指定を受ける必要はありません。

7 修繕届、係船届

(1) 根拠

法第7条

特定港内においては、汽艇等以外の船舶を修繕し、又は係船しようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

2 修繕中又は係船中の船舶は、特定港内においては、港長の指定する場所に停泊しなければならない。

3 港長は、危険を防止するために必要があると認めるときは、修繕中又は係船中の船舶に対し、必要な員数の船員の乗船を命ずることができる。

(2) 届出者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第6号様式

(4) 対象船舶

汽艇等以外の船舶で、修繕又は係船しようとする船舶

(5) 留意事項

- ① 「停泊場所指定」印を押印のうえ、届出者に交付します。押印された指定印をもって、法第7条第2項の停泊場所指定を受けたものとして取扱います。
- ② 修繕とは、入渠又は上架して行う修繕以外の主機、舵取機等の修繕で船舶の運航に長時間支障を生じる場合で、概ね24時間以上継続するものをいいます。
- ③ 係船とは、一般的には船舶をつなぎ止めることのすべてをいうが、本条では、船舶安全法施行規則第2条第2項第5項に定める係船中の船舶であって、同規則第41条第1項の規定により船舶検査証書を返納して船舶安全法第2条第1項の適用除外となる船舶が行う係船等、比較的長期にわたり当該船舶が運航されず、船舶所有者等の直接的管理下にない状態におかれるような船舶であって、特別の管理体制を構築する必要のある船舶が行う係船をいいます。
- ④ 届出に当たっては、船主、乗組員、代理店等の関係者で緊急時の対応策を策定しておいてください。
- ⑤ 事故防止措置の欄には、荒天時の係留強化策、緊急連絡方法、船内巡視等の対策を記載してください。

第 5 危險物

1 危険物積載船舶に対する港長の指揮

(1) 根拠

法第20条第1項

爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。以下同じ。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長の指揮を受けなければならない。

(2) 留意事項

- ① 「当該船舶の使用に供するものを除く」とは、自己発煙信号、信号紅炎等他の法令で備え付けるべきことが義務付けられている火工品や、船舶の運航に必要な燃料類、調理用のプロパンガス等、当該船舶の運航に必要な危険物は除外するとしたものです。
- ② 港長は、必要に応じ、航行を補助する船舶の配備、ボイル・オフ・ガスの放出の制限、航行速力の指定等の指導を行う場合がありますので、港内に入港するまでに指示ができるとしたものです。

2 危険物の種類

(1) 根拠

法第 20 条第 2 項

前項の危険物の種類は、国土交通省令でこれを定める。

規則第 12 条

法第 20 条第 2 項の規定による危険物の種類は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）第 2 条第 1 号に定める危険物及び同条第 1 号の 2 に定めるばら積み液体危険物のうち、これらの性状、危険の程度等を考慮して告示で定めるものとする。

港則法施行規則の危険物の種類を定める告示

（昭和 54. 9. 27 運輸省告示第 547 号）

(2) 留意事項

- ① 引火性又は爆発性の蒸気を発する危険物を荷卸し後、ガス検知を行い、火災又は爆発のおそれのないことを船長が確認したタンカーは、危険物積載タンカーとして取扱いません。
- ② 危険物を積載したタンクを洗浄したのち、陸上又は他船に荷役されるタンク洗浄水のうち、当該危険物が洗浄水で十分希釈されているため当該危険物の危険性がないことについて船長が確認していれば、港則法上の危険物として取扱いません。

3 危険物積載船舶の停泊場所指定

(1) 根拠

法第 21 条

危険物を積載した船舶は、特定港においては、びよう地の指定を受けるべき場合を除いて、港長の指定した場所でなければ停泊し、又は停留してはならない。ただし、港長が爆発物以外の危険物を積載した船舶につきその停泊の期間並びに危険物の種類、数量及び保管方法に鑑み差し支えないと認めて許可したときは、この限りでない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第 3 号様式

(4) 対象船舶

危険物を積載して入港しようとする船舶

(5) 留意事項

① 「びよう地の指定を受けるべき場合を除いて」とは、法第 5 条第 2 項の指定を受けた場合は改めて本条の指定を受ける必要はないとしたものですが、そのほかにも、次の危険物積載船舶についても本条の指定を受ける必要はありません。

- ・ 移動許可を受けた船舶（法第 6 条第 1 項）
- ・ 移動後遅滞なくその旨を港長に届け出て、港長から他の場所に移動を命ぜられなかった船舶（法第 6 条第 1 項ただし書き）
- ・ 停泊・停留場所を指定されて移動を命ぜられた船舶（法第 9 条）
- ・ 危険物荷役許可を受けた船舶（法第 22 条第 1 項）
- ・ 危険物運搬許可を受けた船舶（法第 22 条第 4 項）

② 本条は、停泊のみならず停留する場合についても制限しているため、先船の荷役が終了するまで岸壁近くで漂泊する場合等も、本条の適用を受けることとなります。

③ 検疫のため、検疫びよう地に仮泊する場合は、法第 21 条の規定による停泊場所の指定を受ける必要はありません。

④ 停泊許容量

ア コンテナ専用船がC 2岸壁に停泊する場合は、下表区分にかかわらず荷役許容量の5倍を停泊許容量の基準とします。

※ 危険物専用岸壁（D岸壁）においては、本停泊許容量は適用しませんので、大量の通過危険物を積載している船舶は、事前に港長と調整してください。

区分	停泊許容量				備考
	危険物港区		危険物港区以外の場所		
	係留施設	係船浮標又はびょう地	係留施設	係船浮標又は錨地	
危険物を開放された場所に積載している場合 危険物を積載してある船倉又は区画を開放する場合	荷役許容量の2倍	無制限	荷役許容量の2倍	荷役許容量の2倍(C1岸壁の4倍)	当該開放された場所の危険物の付近又は同一船倉若しくは区画内で他の危険物の荷役を行うときは、荷役許容量に同じ
危険物を積載してある船倉又は区画を開放しない場合	荷役許容量の5倍		荷役許容量の5倍	無制限	

イ 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放しない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

[計算式]

$$a/A + b/B + c/C + \dots \leq 1$$

a. b. c それぞれの危険物積載量

A. B. C それぞれの危険物の停泊許容量

4 危険物荷役許可

(1) 根拠

法第22条第1項

船舶は、特定港において危険物の積込、積替又は荷卸をするには、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第3号様式

(4) 対象船舶

危険物を貨物として荷役をしようとするすべての船舶

(5) 留意事項

- ① 危険物の品名は、商品名等を使用しないで、告示に定められた品名を記入してください。

また、引火性液体類は必ず引火点を記入してください。

- ② 船舶の停泊及び荷役時間が、同一岸壁において他の船舶と重複しないよう、確認のうえ申請してください。

- ③ 危険物の数量は、個品の場合は容器包装の数を、ばら積みの場合は容量を記載し、正味重量は容器包装の重量を差し引いた危険物そのものの重量をトン数で記載してください。

なお、火薬類のうち弾薬及び火工品については薬量が判明しているときは正味重量の下に（ ）書きで薬量を記載してください。

- ④ 次の危険物荷役に際しては、あらかじめ港長と調整してください。

- ・ 荷役許容量の基準を適用しない大量荷役を行う場合
- ・ 火薬類を25キログラム（等級が1.3、1.4又は1.6の場合は1トン、爆薬換算量をいう。）を超えて荷役する場合
- ・ 核分裂性物質等を荷役する場合

- ⑤ 荷役許容量は、危険物の種類と荷役場所（岸壁等）を考慮して、危険物接岸荷役許容量により荷役量が定められています。

- ⑥ 2種類以上の危険物を荷役する場合の許容量は、それぞれの危険物の数量をそれぞれの荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とします。

- ⑦ 既に危険物を積載している船舶が、一部の危険物を荷卸し又は積込みする場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量（荷役す

る危険物の付近の開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあつては荷役許容量に同じ数量とする) で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が 1 を超えない数量とします。

〔計算式〕

$$(a_1/A_1 + a_2/A_2 + \dots) + (b_1/B_1 + b_2/B_2 + \dots) \leq 1$$

$a_1, a_2 \dots$ 既に積載していて荷役しない危険物の量

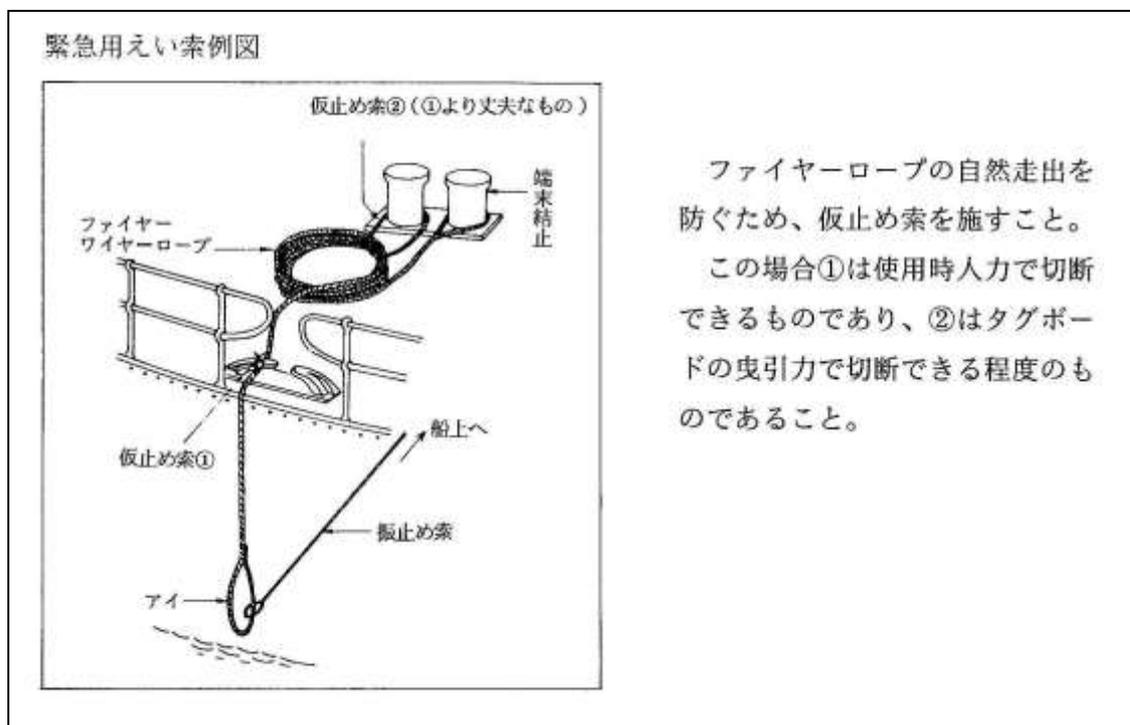
$A_1, A_2 \dots$ 既に積載していて荷役しない危険物の停泊許容量

$b_1, b_2 \dots$ 荷役する危険物の量

$B_1, B_2 \dots$ 荷役する危険物の荷役許容量

(注) 上式の計算に際しては、C 2 岸壁における火薬類の A 又は B は、それぞれ C 2 岸壁における火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の 2 倍の数量とする。

- ⑧ 危険物専用岸壁においては、あらかじめ承認されている数量が最大荷役量となります。
- ⑨ メタン又は天然ガス (LNG) の荷役にあつては、クールダウン開始をもって荷役開始としております。



危険物接岸荷役許容量

単位：トン（注1）

種類	類別		荷役許容量				備考
			A 岸壁	B 岸壁	C1 岸壁	C2 岸壁	
爆発物	火薬類（注2）	等級 1.1、1.2、1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級 1.3、1.4、1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質類	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
その他の危険物	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性高压ガス	5	100	500	2,000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1,000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2,000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1,000	4,000	
	可燃性物質	可燃性物質	10	250	1,000	4,000	
		自然発火性物質	5	100	500	2,000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2,000	
	酸化性物質	酸化性物質	5	100	500	2,000	
		有機過酸化物 (爆発物を除く)	1	20	100	400	
	毒物類	毒物	10	250	1,000	4,000	
	放射性物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種	0	—	—	—	
		第3種	0	—	—	—	
	腐しよく性物質		10	250	1,000	4,000	
	有害性物質		10	250	1,000	4,000	
その他		—	—	—	—	注3参照	

注1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあっては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム 毎平方センチメートル の状態に換算した容量をいう。）100立法メートルを1トンとみなす。）です。

注2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は次のとおりです。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
火工品 (弾薬を含む)	実包又は空包	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破碎器	100,000個
	導火管付き雷管	250,000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

注3 その他(化学廃液)については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類のいずれかの類別に当てはめた数量とします。

5 危険物運搬許可

(1) 根拠

法第22条第4項

船舶は、特定港内又は特定港の境界付近において危険物を運搬しようとするときは、港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第7号様式

(4) 対象船舶

同一特定港内又は境界付近において、危険物を運搬しようとする船舶

(5) 留意事項

- ① 運搬とは、運搬の始発、終着の両地点がその特定港内又は境界付近にある場合をいいます。
- ② 運搬の許可を受けた船舶は、その運搬に伴う積込み及び荷卸しの許可を併せて受けたものとみなします。
- ③ 申請書類及び荷役許容量等に関する留意事項は、前述の危険物荷役許可と同じです。
- ④ 運搬の許可を受けた船舶が他船に積込む（荷卸）場合、荷役する危険物が他船の船用品でない場合（貨物）は、他船も危険物荷役の許可が必要です。

6 危険物荷役、運搬包括許可

(1) 要件

危険物（火薬類を除く。）の荷役又は運搬について、次のような要件を満たす場合は、一船ごとに1か月以内の期間に限り、包括的に許可申請をすることができます。

- ① 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること。
- ② 荷役又は運搬の回数が非常に多いこと。（概ね月10回以上）
- ③ 荷役する危険物の性状が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。
- ④ 危険物の専用船であること。
一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。
- ⑤ 船内の火気管理が十分であること。
- ⑥ 荷役場所は、D岸壁（岸壁区分がDに属するバース）であること。その他の場所であるときは、荷役量が少なく場所が一定であり、D岸壁に準じて安全対策措置が講じられていること。
- ⑦ 荷役船舶において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 申請者

船長又は一等航海士等の船舶の職員若しくは委任を受けた船主、代理店等

(3) 様式

第7号様式の表題を「危険物荷役（運搬）包括許可申請書」と修正して提出してください。

(4) 留意事項

許可期間中の実績表を一船ごとに、翌月7日までに提出してください。

7 危険物専用岸壁承認願

(1) 本承認願の性格

あらかじめ最大着岸船舶及び最大荷役量を定め、荷役管理体制、諸設備、安全・防災対策等を承認願記載事項として承認を得ることで、継続的に岸壁区分（A、B、C1 及び C2）による荷役許容量を超過した荷役を行える。

(2) 専用岸壁（D岸壁）の基準

① 立地条件

ア 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等の構内であること。

当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等以外の事業所等が含まれる場合は、当該事業所等の火気管理状況その他が適当と認められること。

事業所等の構内にない岸壁の場合は、岸壁上を常時又は一時的に占用し、立入りが禁止できること。

イ 原則として、付近の事業所等との調整がとれていること。

ウ 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク、ボイラー又は裸火を使用する作業場等火花や火気が生じるおそれのある場所までの距離が30メートル以上であること。

危険物が漏洩した場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

エ タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること。

ただし、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、輻輳状況等により、上記の距離を適宜増減することができる。

② 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁上の照明設備その他の電気設備は、防爆仕様のものであること。

③ 消防・防災設備等

ア 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却、危険物への注水等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること（消防自動車用道路、自家用消防車の有無等も勘案）。

イ 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え、又は危険物が漏洩した場合に危険を除去するに必要な要具、資材等を整備すること。

- ウ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、荷役中は、即時使用可能な状態にしておくこと。
- エ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。
- オ 引火性液体類を取り扱うバースにあっては、危険物の種類にかんがみ、有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材等の使用について必要な措置が講じてあること。

④ 荷役安全管理体制

ア 当該事業所等における荷役の安全に関する業務を統括管理する者（以下「荷役統括管理責任者」という。）、荷役の実施及び安全を管理する者（以下「荷役管理責任者」という。）及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において荷役の安全を確認する者（以下「荷役作業責任者」という。）が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう社内の規則により、各責任者間の関係、荷役の実施及び安全管理に関する責任分担等が明確にされていること。

なお、小規模の事業所等においては、荷役管理責任者が、荷役作業責任者を兼務することができるものとする。

- イ 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握、確認及び荷役実施時の現場立会いに関する事項が含まれていること。
- ウ 当該事業所等のバースを他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合等施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所等以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関する責任分担が明確にされていること。
- エ 当該事業所等の本社等上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容（安全に関する総合調整、企画、教育研修、事業所等に対する指導、助言、安全点検等）が記載されるとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが明確にされていること。
- オ 荷役統括管理責任者は、原則として、荷役の安全に関する業務を統括管理する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し、適当な知識経験を有する者であること。

⑤ 荷役監督要領

ア 荷役作業時（荷役作業前後の準備時等を含む。）における責任者の配置（場所、人数等）、責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容（安全確認、現場立会い、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

なお、施設の管理運営形態等（前記④ウ参照）、荷役船舶等により荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること。

イ 安全確認については、荷役作業責任者による船側荷役安全確認実施結果の具体的な把握、確認が、また、現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時等荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること。

ウ 承認願の安全対策その他荷役中の注意事項を、荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること。

⑥ 火気の使用及び立入りの禁止の要領

ア 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から 30 メートル以内の陸岸においては、次のような事項を禁止し、必要に応じ、境界柵を置き、注意事項を掲示し、警備員を配置する等の措置が講じてあること。

地形その他を勘案の上、危険物が漏洩した場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を 15 メートル程度まで減ずることができる。

(ア) 関係者以外の立入り

(イ) 消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

(ウ) マッチ、ライターその他火炎又は火花を発生おそれのある器具の携行

(エ) 喫煙その他火気の使用

(オ) 携帯電話、スマートフォン、デジタルカメラ等は、電源を切っておくとともに、使用にあたっては、荷役責任者の了解を得ること。

イ 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁上の荷役場所付近に対し、上記アに準じた措置をとること。

ウ 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

⑦ その他

ア 着棧中の引火性危険物を積載したタンカーから 30 メートル以内の水面に他船が接近しないよう、30 メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船（員）を配置することとしていること。

イ 緊急時の警報、構内の連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。

ウ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配及

び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む。)等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 専用岸壁の承認

- ① 危険物の荷役に使用するバース（D岸壁）の取扱いを受けようとする事業所等（所有者等当該バースを管理する者）の代表者は、次ページのような承認願を作成し、提出用1部（堺泉北区にあつては2部）のほか申請者の控えとして必要な部数を窓口を持参してください。
- ② 承認願の提出に当たっては、危険物荷役作業手引き、安全規則、防災規則等の手引書等を作成している場合には、これを添付してください。
- ③ 添付物としては、位置図、構内配置図、タンク配置図、照明・消火・防災設備等の配置図、船舶の係留状況図、各種手引書等があります。
- ④ 承認願記載事項に変更が生じた場合は、前記様式の表題を「危険物専用岸壁変更承認願」として、変更の理由、内容（新旧対象）を記載して提出してください。なお、次の事項に係わる変更については、変更届として提出してください。

ア 荷役岸壁の名称

イ 月間荷役量（量的に減少する場合に限る。）

ウ 1回の最大荷役量（量的に減少する場合に限る。）

エ 最大荷役船舶の要目（船型が小型化する場合に限る。）

オ 陸上の輸送計画

カ 設備（安全性が低下しないと認められる場合に限る。）

キ 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格

ク 本社等の安全担当部門の組織、責任者及び職務内容

ケ その他港長が軽微な変更と認める事項

年 月 日

阪 神 港 長 殿

住所
名称
代表者

危険物専用岸壁承認願

下記のとおり危険物専用岸壁の承認を受けたいので、関係資料を添付して申請いたします。

記

- 1 荷役岸壁の名称、位置及び構造
バース、付近の建物、石油類のタンク等の関係位置を示す図面を添付すること。
- 2 荷役計画
取扱い危険物の種類、月間荷役量、1回の最大荷役量、最大荷役船舶の要目、荷役方法、荷役能力、陸上の輸送計画等について記載すること。
- 3 設備
 - (1) 電気、照明設備
 - (2) 消防設備
 - (3) 海洋汚染防止設備
 - (4) その他の安全防災設備
- 4 荷役安全管理体制
荷役の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。
- 5 安全対策
 - (1) 荷役監督要領
 - (2) 火気の使用及び立入りの禁止の要領
 - (3) 荷役中の注意事項
 - (4) 緊急時の対応要領

第6 工事・作業及び行事

1 工事作業許可

(1) 根拠

法第31条

- 1 特定港内又は特定港の境界附近で工事又は作業をしようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- 2 港長は、前項の許可をするに当り、船舶交通の安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請者

- ① 工事又は作業の実施責任者（工事・作業の実施について指揮監督する権限を有する者）。
- ② 請負契約を結んで工事・作業を実施する場合は、原則として元請業者様

(3) 様式

第9号様式

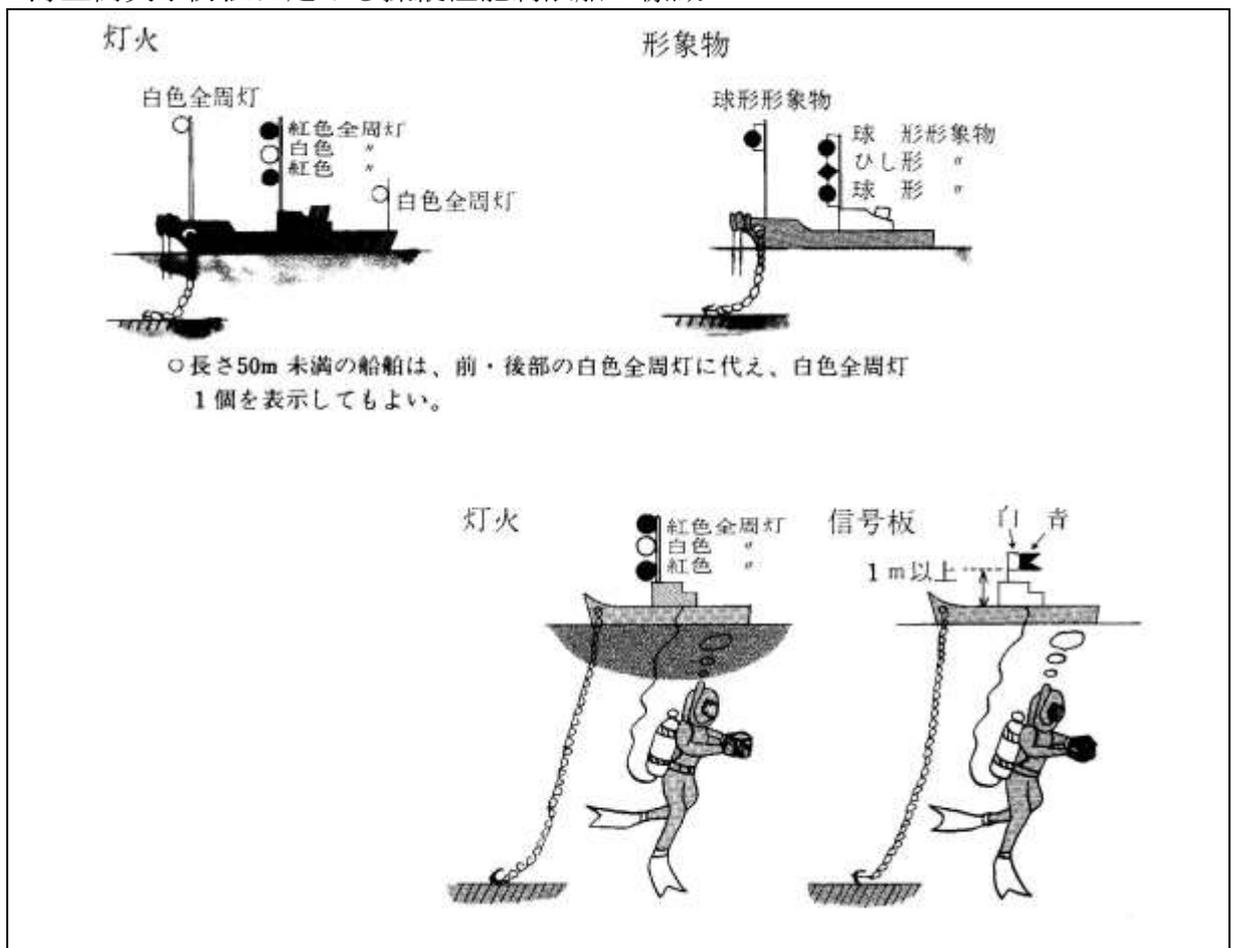
工事、作業、行事の様式が共通になっていますので、表題は工事作業の場合は「工事作業許可申請書」と、作業のみの場合は「作業許可申請書」と記載してください。

(4) 留意事項

- ① 法第31条の「港の境界附近」とは、工事又は作業が当該港における船舶の出入又は在港船舶に影響のある範囲をいいます。
- ② 「工事」と「作業」には明確な区別はありませんが、概念的に工事とは行為の行われた場所において将来的に施設が存在する等してその他のこん跡を残すもの、作業とはこん跡を残さないものとして区別しています。
- ③ 一般的に工事又は作業と呼ばれるものでも、船内における清掃作業等、その行為の及ぼす影響が当該船内に限られるもので、港内の船舶交通を阻害するおそれのない行為及び船舶の離着岸や荷役等、港内で通常行われる行為については除外されます。
- ④ 定置網、のり養殖棚、かき棚、真珠養殖棚、生け簀等の漁業に関する工作物を設置する場合は「工事又は作業」に該当します。
- ⑤ 潜水して作業する場合は、器具を用いると否とにかかわらず、作業に該当します。
- ⑥ 水面上における橋梁築造、岸壁補修、架線設置及び施工に伴い、陸上から水面上に構造物が張り出す場合は、工事又は作業に該当することがあります。
- ⑦ 法第31条第2項の港長の命ずる措置には、次のようなものがあります。
 - ア 工作物が設置される場合、当該工作物の存在を知らせる標識の設置
 - イ 油の流出又は貨物等の散乱を防止するための必要な措置
 - ウ しゅんせつ、埋立て等が行われる場合の当該作業区域を明示する標識の設置
 - エ 潜水作業等が行われる場合の他船の接近を警戒防止するための措置
 - オ 船底清掃作業が行われる場合のごみ等脱落防止の措置
 - カ その他必要に応じて、実施場所又は区域の縮小、時期・時間の変更及び方法の変更等

- ⑧ 申請書類が分厚くなる場合は、目次を作成し書類にページ数を入れ、添付された図面、表等については図1、図2、表1、表2等と付し、本文に記載された内容が分かりやすいようにしてください。
- ⑨ 許可を受けた内容に変更が生じた場合は、「工事・作業・行事内容変更許可申請書」を提出のうえ、変更の許可を受けてください。
- (5) 海域利用者との調整
埋立造成、工作物の設置等の工事作業を実施する場合は、事前に周辺の海域利用者に対し工事方法等を十分説明し、工事作業が円滑に行えるように調整してください。
- (6) その他
- ・ 申請書は提出用1部と申請者控え用の必要部数を用意してください。
 - ・ 申請は窓口への提出、または郵送にて受付けています。
 - ・ 郵送の場合は、切手を貼付し宛先を記載した返信用封筒を同封のうえ、大阪海上保安監部航行安全課または堺海上保署あてに郵送してください。
 - ・ 提出時期や許可に該当する工事作業か否か判断に迷う場合は窓口に相談してください。

海上衝突予防法に定める操縦性能制限船の標識



(7) 申請書作成要領

① 目的及び種類

発注者からの工事名称をそのまま記載せず、実際に行う内容を次のように簡潔に記載してください。

記入例

ア 阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域を－〇mに維持するためのしゅんせつ工事

イ 〇〇岸壁の損傷状況を調査するための潜水作業

ウ 目的 〇〇岸壁付近の静穏度を高めるために、港湾計画に基づき〇〇防波堤を築造するもの。

種類 防波堤築造の第1期工事として床掘り、土砂の置き換え、基礎捨石工を施工するもの。

② 期間及び時間

実際に海上で工事作業を行う期間及び時間を、次のように記載してください。

1か月以上の長期に及ぶ工事作業、工事の進捗に伴い工事作業の内容が変わる場合等は工程表を添付してください。

なお、予備日も含んで記載してください。

記入例

ア 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日（別添工程表参照）

毎日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

（予備日 令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日）

イ 作業日 令和〇年〇月〇〇日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

予備日 令和〇年〇月〇〇日〇〇〇〇から〇〇〇〇まで

工期が長期間（概ね1年以上）に及ぶ工事などは、工程ごとに区切って申請してください。

申請期間について不明なことがあれば、事前に窓口に相談してください。

③ 区域又は場所

- ア 工事作業区域を設定する場合は、一般船舶への影響を少なくするため必要最小限の範囲としてください。
- イ 作業区域、施工区域等を表す場合は、できる限り海図に表示されている灯台、信号所等の著名物標からの方位、距離で記入してください。なお、灯台名称は灯台表に記載された名称を使用し、灯浮標等の移動するものは基点に使用しないでください。
- ウ 必ず作業区域、施工区域を記載した図面を添付してください。海図等を複製して図面を作成しても差し支えありません。
- エ 阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域等と、次のように記入してください。

記入例

1 区域が円の場合

大阪〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルを中心とする半径〇〇メートルの円内海（水）面

2 区域の場合

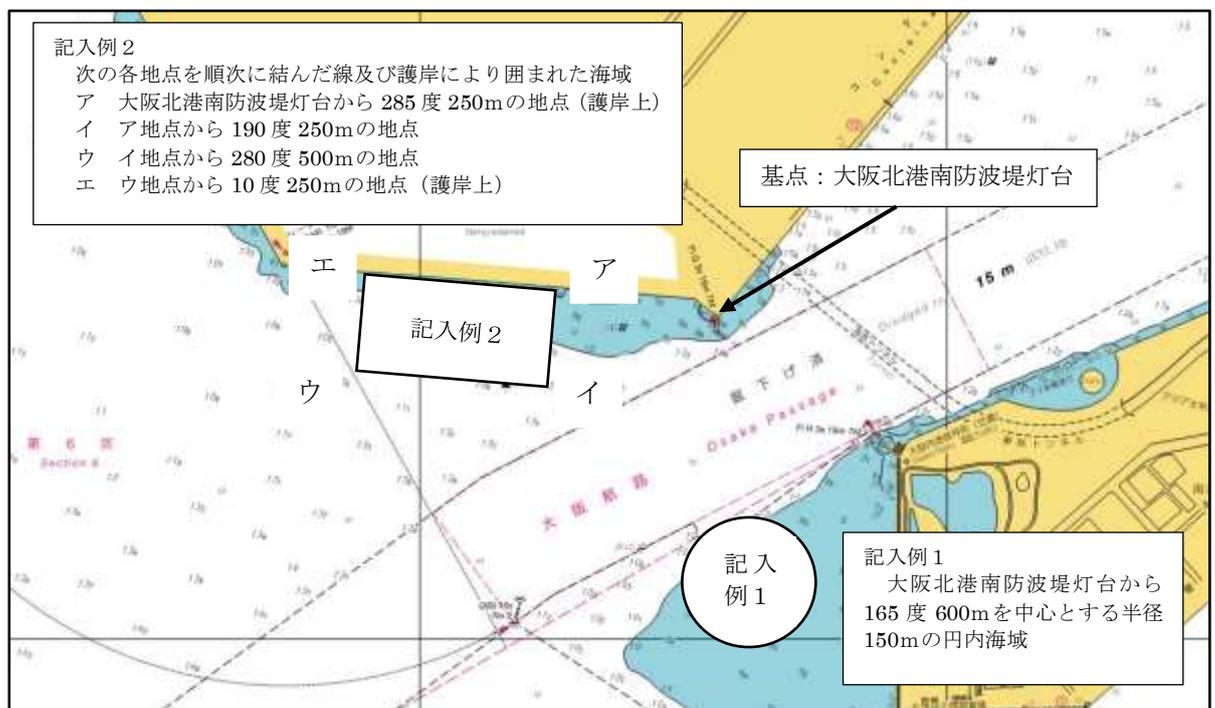
次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海（水）面

ア 大阪〇〇灯台から〇〇度〇〇〇メートルの地点（岸線上）

イ ア地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

ウ イ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点

エ ウ地点から〇〇度〇〇〇メートルの地点（岸線上）



注）本使用海図を航海の用に供さないこと。

④ 方法

- ア 工事作業の方法及び手段を、施工順序に従って関係図面等を用いて、簡潔明瞭に記入してください。
- イ 火薬類を使用する工事作業は、爆破による影響の範囲等を詳細に記載してください。
なお、火薬類等の危険物を船舶で運搬する場合は、別途危険物荷役・運搬許可を受けてください。
- ウ 工事作業に使用する船舶は、用途、船名、総トン数（全長、全幅、喫水）、出力（警戒船にあつては速力）、電話番号等を、一覧表等にして添付してください。
- エ 潜水作業については、潜水方法、潜水者数、潜水時間等を記入してください。
- オ 付近の可航幅（工事・作業を実施する周辺海域を船舶が航行できる幅員）を著しく狭くする工事作業については、図面等に可航幅を明記してください。
また、作業船のアンカー等の敷設あるいは工作物を海面に張り出す場合は、詳細図を用いて船舶、岸壁等から張り出すワイヤー等の長さを記載してください。
- カ 作業船・土運船等が、作業区域へ頻繁に出入りする場合は、1日当たりの入域隻数を記載してください。

記入例

1 工事概要

〇〇護岸（前面水深DL-〇〇m、延長〇〇〇m、天端高DL+〇〇m）を築造するため、しゅんせつ船、杭打船、ガット船等を使用して、下部工及び上部工を施工するものです。（工事フローチャート、要領図参照）

2 準備工

小型クレーン船及び測量船により、本工事着手前に作業区域を明示する浮標識〇基（塗色黄色、灯質単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇km、灯高〇m）及び黄色旗付き竹竿〇本を設置します。（標識設置位置図、灯浮標諸元表〇参照）作業日数約〇日、使用船舶クレーン船〇隻、測量船〇隻、警戒船〇隻設置した標識の維持管理は、別添標識管理要領に基づき、当社で行います

3 深浅測量工

測量船1隻を〇〇方向、間隔〇〇m、速力約〇ノットで航走させ、音響測深儀により現状水深を測量します。作業日数約〇日

4 しゅんせつ工

〇〇式しゅんせつ船により、DL-〇〇mまで掘削（約〇〇m³）し、土運船により〇〇埋立地へ運搬、揚土のうえ、指定処分地へ埋立用材として投入します。土運船は1日当たり〇隻運航します。

作業日数約〇日、毎日しゅんせつ船〇隻、土運船〇隻、曳船〇隻使用
（しゅんせつ作業状況図、運搬経路図参照）

なお、運搬時の曳航全長は〇〇m以下で行います。

5 杭打ち工

杭打ち船を4点アンカーで係止し、台船により搬入した鋼管（直径○cm、長さ○m、○本）を護岸に沿って打ち込みます。鋼管は海面上○mに露出しますが、交通船により20m間隔で標識灯を設置します。

作業日数○日、毎日杭打ち船○隻、台船○隻、曳船○隻使用
（杭打ち作業状況図、標識設置図参照）

6 上部工

鋼管杭に台船を係留して、鋼管の上部に型枠を設置し、鉄筋工を施し、コンクリート船によりコンクリートを打設します。約○日養生した後、型枠を撤去し、ガット船により背後に山土（約○○m³）を投入します。

作業日数約○日、コンクリート船○隻、ガット船は○隻／日運航
（上部工作業状況図、ガット船運航図参照）

7 後片付工

測量船1隻により、作業海域の音響測深儀を行い、水深－○mが確保されていることを確認し、小型クレーン船1隻により作業区域の灯浮標を撤去します。

作業日数約○日
（後片付工作業状況図参照）

⑤ その他（事故防止措置等）

ア その他の項目には、許可を受けようとする工事、作業の安全対策のほか、付近航行船舶に対する安全対策を記入してください。

イ 事故防止措置（安全対策）は次の事項について記入してください。

- ・ 現場責任者、安全管理責任者等の氏名、連絡先及び安全管理体制
- ・ 標識の設置
- ・ 警戒船の配備
- ・ 荒天時等の工事作業の中止基準
- ・ 緊急時の連絡体制
- ・ 関係先との調整状況及び周知状況
- ・ 作業船の夜間停泊状況及び荒天時の避難先

ウ 事故防止措置以外の事項として、次の事項についても記入してください。

- ・ 海洋汚染防止に関する措置
- ・ 変更時の手続き、完了届に関する事

エ 作業の種類、規模等により異なりますが、次の記入例を参考にして記載してください。

記入例

- 1 本工事の現場責任者を〇〇〇〇と定め、作業全般の安全管理に対して監督させます。
連絡先 昼間 〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇株〇〇作業所）
夜間 〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇自宅）
- 2 施工に当たり、〇〇等からなる安全連絡会議を設け、工事作業の調整、安全対策の検討等を行います。
- 3 作業船には、海上衝突予防法に規定する標識を掲げます。（しゅんせつ、航路標識、海底電線、海底パイプラインの敷設、保守・引揚げ等他の船舶の進路を避けることができない作業時は、操縦性能制限船の標識）
- 4 潜水作業船には、海上衝突予防法に規定する国際信号書に定めるA旗を表す信号板を掲げます。
- 5 警戒船〇隻を配備し、作業区域に接近する船舶等に対して赤旗、拡声器等により注意を喚起し、事故防止に努めます。
専従警戒要員 〇〇〇〇 受講証番号 業務大阪第〇〇号
- 6 作業区域を明示するため、〇〇図のとおり灯浮標（型式〇〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇〇km、灯高〇m）〇基を設置します。
- 7 作業船のアンカーワイヤーが、一般船舶の航行に支障をきたすおそれがある場合は、アンカーワイヤーを緩めるか、作業を一旦中止し作業船を退避させます。

8 気象の変化に留意し、気象警報等が発令された場合、大阪府下に津波注意報・津波警報、大津波警報が発令された場合又は次の基準に達した場合は作業を中止し、作業船を〇〇へ避難させます。

作業中止基準 (潜水作業等の場合)

風速 〇m/秒以上 (風速 〇m/秒以上)

波高 〇m以上 (波高 〇m以上)

(潮流 〇ノット以上)

視界 〇km以下 (視界 〇km以下)

9 事故発生等、緊急事態が発生した場合は、別添緊急連絡系統図により阪神港長に通報するとともに、応急措置を施します。

10 工事中及び完成後の工作物には〇〇図のとおり標識灯 (型式〇〇〇、モールス白光毎〇秒にU、光達距離〇〇km、灯高〇m) 〇基を設置します。

11 作業船と警戒船とは、トランシーバーにより、また、潜水士と作業船とは水中電話により常時連絡設定しております。

12 作業船が作業現場に夜間停泊する際は、停泊灯を点灯するほか、甲板等を作業灯で照射します。

また、アンカーワイヤーの水深-〇mの位置には灯浮標 (型式〇〇〇、塗色黄色、単閃黄光毎〇秒に1閃光、光達距離〇〇km、灯高〇m) を四隅にそれぞれ設置します。

13 工事作業の内容を周知するため、別添のとおりリーフレットを作成し、船社、代理店関係者等 (周知先一覧表参照) へ配付します。

その他の記入例

1 工事作業に伴って発生する廃棄物及び油類等が、海上に落下、流出しないようにシートを展張して回収し、〇〇〇に運搬して陸上で処分します。

2 浚渫に当たっては、別図のとおり周辺に汚濁防止膜を展張します。

3 浚渫土砂は、〇〇地区埋立て用材に流用するため、別添のとおり溶出検査を実施し、有害物質を含有していないことを確認しています。

4 工事作業許可書は、現場に携行し、いつでも提示できるようにします。

5 許可内容を変更する場合は、事前に変更許可申請を行います。

6 工事が完了した場合は、速やかに完了届を提出します。

2 磁気探査、警戒船配備等

(1) 磁気探査

しゅんせつ、ボーリング及び杭打ち等、海底に衝撃を与えたり、海底をかき乱す作業を行う場合は、事前に爆発物等の有無を確認するための探査を行い、工事に着手するまでにその成果を提出してください。

(2) 警戒船の配備

海上保安庁では、海上において行われる工事作業等に係る警戒船の配備基準を制定しており、次のいずれかに該当する工事作業等には、警戒船を配備して実施してください。

- ・ 告示又は公示による交通制限が必要な工事作業等
- ・ 船舶交通が特にふくそうする航路及びその周辺海域における工事作業等（航行船舶の進路を避けることが容易な方法で行われるものを除く。）
- ・ 爆破作業、危険度の高い潜水作業などの工事作業等
- ・ 航行船舶の可航水域が狭められる工事作業等
- ・ 港則法施行規則の規定に基づくえい航制限の免除許可を受けたえい航作業
- ・ 上記のほか、船舶交通の危険又は混乱が生ずるおそれのある工事作業等

3 工事作業区域の明示

工事作業等に使用する灯浮標の形状、灯質等については、「浮標式を定める告示（昭和58年7月5日、海上保安庁告示第131号）」に準じて取扱い、工事作業区域を明示する標識を設置する必要がありますが、光力等によっては航路標識法に基づく許可を必要とする場合がありますので、大阪海上保安監部交通課（電話06-6571-0516）へ問合せしてください。

標識を設置する場合は、標識に管理者及び連絡先を明記し、維持管理の方法を記載してください。

4 水底土砂等の溶出検定結果（分析表）

水底土砂（海洋又は海洋に接続する公共水域から除去された土砂（汚泥を含む。）を海域に排出する場合（公有水面埋立法の許可もしくは承認を受けて埋立てをする場所又は廃棄物の処理場所として設けられている場所に排出する場合を含む。）は、必ず許可申請前にその水底土砂について、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に規定する検定方法により検定し、その分析表を添付してください。

5 海洋施設設置届

海域に海洋施設（人を収容することができる構造の工作物、物の処理、輸送又は保管の用に供する工作物等で、陸地との往来ができないもの。）を設置しようとする者は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第18条の3に基づき、大阪海上保安監部長に「海洋施設設置届」の提出が必要となりますのでボーリング檣、作業台等を設置する場合は、ご注意ください。

なお、この事務は大阪海上保安監部警備救難課海上環境係（電話 06-6571-0222）が担当しております。

6 水路の保全

海上において工事、作業を行う場合は、水深の減少、廃油等の投棄、推進器等の損傷、船舶交通の流れの阻害等を防止するため、船舶が通航する水路を保全しなければなりません。このため、工事等の実施責任者は、資機材の脱落・流失防止の措置を講ずるとともに、安全教育においては作業従事者に十分徹底しておく必要があります。

なお、工事に伴い水深が変化するような場合は、所定的水深を維持していることを確認するための水路測量を行う必要があるほか、新たな工作物を設置した場合や海図に記載されている水深に変化を生じた場合は、水路業務法に基づく海図補正の手続きを行う必要があります。

海図補正の手続き事務は、第五管区海上保安本部海洋情報部監理課（電話 078-391-6551）が担当しております。

法第23条

- 1 何人も、港内又は港の境界外1万メートル以内の水面においては、みだりに、バラスト、廃油、石炭がら、ごみその他これらに類する廃物を捨ててはならない。
- 2 港内又は港の境界付近において、石炭、石、れんがその他散乱するおそれのある物を船舶に積み、又は船舶から卸そうとする者は、これらの物が水面に脱落するのを防ぐため必要な措置をしなければならない。
- 3 港長は、必要があると認めるときは、特定港内において、第1項の規定に違反して廃物を捨て、又は前項の規定に違反して散乱するおそれのある物を脱落させた者に対し、その捨て、又は脱落させた物を取り除くべきことを命ずることができる。

また、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律には、船舶、海洋施設等からの油や廃棄物の排出の規制がありますので、海洋汚染の防止に十分配慮して施工してください。

7 行事許可

(1) 根拠

法第32条

特定港内において端艇競争その他の行事をしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。

(2) 申請者

行事实施責任者（行事の実施について全般の指揮監督する権限を有する者）

(3) 様式

第9号様式

様式は工事、作業、行事が共通となっていますので、表題を「行事許可申請書」として提出してください。

(4) 留意事項

① 行事とは、端艇競争のほか、祭礼、パレード、海上訓練、海上カーニバル、海上花火大会、遠泳大会、海上デモ等で、一般的には一定の計画の下、統一された意思に従って多数のものが参加して行われる社会的な活動をいいます。

なお、海上デモ等を1隻で行う場合でも、航行形態によっては許可が必要な場合があります。

② 参加する船艇が少数であっても水域を占用（ブイ等の設置を含む。）したり、船隊を組む等して港域内（航路や泊地を含む。）を通常の航行形態とは異なった形で航行する場合は行事に該当します。

③ 一船内において行われる納涼大会等は、当該船舶が通常の航行形態とは異なった形で行動することのない限り、本条の行事には該当しません。

(5) 申請書作成要領

① 目的及び種類 行事の目的及び種類を簡潔明瞭に記載してください。

記入例

- ・ 海洋汚染防止思想普及活動のための海上パレード
- ・ 油流出事故を想定したオイルフェンス展張訓練
- ・ 帆走技術向上のための第〇回〇〇杯ヨットレース大会
- ・ 第〇回海の祭典協賛行事のためのモーターボート試走展示会

② 期間及び時間

行事の開始及び終了年月日、時刻を正確に記載してください。行事開始前の準備作業及び終了後の後片付け等で海面を使用する場合の時間も、行事時間として記載してください。なお、数日間にわたる行事については、そのスケジュール表を添付してください。

記入例

令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで
(予備日 令和〇年〇月〇〇日 〇〇〇〇から〇〇〇〇まで)
(詳細なスケジュールは別添のとおり)

③ 区域又は場所

行事の行われる場所又は経路を明確に記載し、位置図及び航行経路図等を必ず添付してください。

基点は、灯台等の海図に記載された著名物標からの方位、距離を基に、行事の行われる範囲を明確に記載してください。

記入例

阪神港大阪区第〇区〇〇岸壁前面海域

大阪〇〇防波堤灯台から〇〇度〇〇〇mを中心とした半径〇〇mの円内海面（行事区域図参照）

④ 方法

行事の方法を順追って具体的に記載し、実施計画書等を作成した場合は添付してください。行事の参加人数、パレードの場合は船隊の編成状況、参加船艇（船名・トン数等）、航行速力や旗りゅう信号、音響信号等を使用する場合もその旨記載してください。

⑤ その他（事故防止措置等）

ア 現場における責任者の住所氏名、連絡先

イ 指揮系統及び連絡方法

ウ 行事参加者に対する危険防止措置

エ 他船に対する警戒措置等

オ 行事の中止基準

カ 緊急連絡体制

キ 関係先に対する周知状況

ク 標識等の形状

第7 港則法に基づく制限等

1 進水届、入出渠届

(1) 根拠

法第 33 条

特定港の国土交通省令で定める区域内において長さが国土交通省令で定める長さ以上である船舶を進水させ、又はドックに出入させようとする者は、その旨を港長に届け出なければならない。

規則第 20 条

法第 33 条の規定による特定港内の区域及び船舶の長さは、別表第三のとおりとする。

別表第三 (一部抜粋)

区域	船舶の長さ
大阪第三区	25 メートル
堺泉北第二区	50 メートル

(2) 届出者

船舶を進水又は入出渠（上下架を含む。）させる造船所等の進水又は入出渠作業の責任者

(3) 様式

第 10 号様式

届け出る内容により不要な文字を削除し、「進水届」、「入出渠届」等として提出してください。

(4) 対象船舶

大阪第三区では全長 25 メートル以上、堺泉北第二区では全長 50 メートル以上の船舶

(5) 留意事項

- ① 付近通航船舶に影響を及ぼすおそれのある場合は、関係者への周知、警戒措置等の対策等を検討のうえ、その措置事項を記載した書面を添付してください。
- ② 進水等に伴って、前面海域にブイ等を設置する場合は、別途作業許可申請を行ってください。

2 竹木材水上荷卸、筏係留、筏運行許可

(1) 根 拠

法第34条

特定港内において竹木材を船舶から水上に卸そうとする者及び特定港内においていかだをけい留し、又は運行しようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

2 港長は、前項の許可をするに当り船舶交通安全のために必要な措置を命ずることができる。

(2) 申請者

竹木材水上荷卸し、筏係留又は筏運行の作業をしようとする責任者。

(3) 様式

第11号様式

申請する内容により不要な文字を削除し、「竹木材水上荷卸許可申請書」、「筏運行・係留許可申請書」等として提出してください。

なお、筏の運行及び係留許可申請に当たっては、運行経路、係留範囲等を示す図面を添付してください。

(4) 留意事項

- ① 筏とは、竹、木材、鋼製フローター、プラスチックパイプ等を綱、ボルト、ワイヤー等で結合し一体として運搬、保存できる状態にしたものをいいます。
- ② 竹木材を水上に荷卸しする場合は、流出等を防止するためのネット等を展張するとともに、流出時には直ちに回収できるよう作業船等を待機させておいてください。
- ③ 荷卸し中の木材等の沈没を防止するため、荷卸の検数、沈下防止ネットの展張等の措置を講ずるとともに、荷卸し終了後は音響測深機又は潜水土等による海底探査を実施し、沈木を完全に引き揚げてください。
- ④ 筏の運行及び係留に当たっては、十分な固縛を行い流出防止に万全を期すとともに、流出した場合は直ちに回収してください。
- ⑤ 竹木材荷卸し、筏運行及び筏係留について、次のような要件を満たす場合は、1か月以内の期間に限り、包括的に許可することができます。
なお、許可期間中の実績については、翌月7日までに提出してください。
ア 筏の大きさ、数、運行時間、運行区間その他の事項を勘案し、危険が少ないと認められること。
イ 筏運行及び筏係留を行う者において、適切な運行係留管理が行われていること。

3 えい航の制限

(1) 根拠

法第19条

2 第13条から前条までに定めるもののほか、国土交通大臣は、国土交通省令で一定の港における航法に関して特別の定めをすることができる。

規則第9条

船舶は、特定港内において、他の船舶その他の物件を引いて航行するときは、引船の船首から被えい物件の後端までの長さは200メートルを超えてはならない。

2 港長は、必要があると認めるときは、前項の制限を更に強化することができる。

規則第31条

船舶は、阪神港大阪区防波堤内において、汽艇等を引くときは、第9条第1項の規定にかかわらず、次の制限に従わなければならない。

一 阪神港大阪区河川運河水面（木津川運河水面を除く。）においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが120メートルを超えないこと。

二 木津川運河水面においては、引船の船首から最後の汽艇等の船尾までの長さが80メートルを超えないこと。

(2) 適用除外（えい航制限の免除）

巨大物件、巨大船、特殊な作業等により、前述の制限事項を超えてえい航する場合は、えい航許可申請書を提出のうえ、許可を受けてください。

なお、次の場合は許可できない場合がありますので、ご注意ください。

- ・ 船舶交通のふくそう時間帯にえい航する場合
- ・ えい航経路が一般船舶の航行等に支障がある場合
- ・ えい船の能力が十分でない場合
- ・ 船舶交通のふくそう度等を勘案し、必要に応じた警戒船や補助曳船が配備されていない場合

また、えい航作業が港内における工事・作業と関係している場合で、工事・作業許可申請書にその内容及び安全対策等を記載している場合は、工事作業の許可を受けることをもって、本条項のえい航制限が免除されたものとして取り扱います。

4 私設信号使用許可

(1) 根拠

法第 28 条

特定港内において使用すべき私設信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。

規則第 15 条

法第 28 条（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の申請は、私設信号の目的、方法及び内容並びに使用期間を記載した申請書によりしなければならない。

(2) 申請者

港内で使用する私設信号を定めようとする者。

(3) 様式

第 8 号様式

(4) 留意事項

- ① 私設信号とは、国際信号書による旗りゅうや灯火、文字盤等の手段により、ある特定の意味を表すための信号をいいます。
- ② 国際信号書には、旗りゅう信号による船舶との交信の意味が規定されており、また、灯火等は航行管制を行ううえで重要な意義を有していることから、これらと混同したり、不必要な信号を設定することによる混乱を防ぐために許可制度としているものです。
- ③ 国際信号書に定められている信号のほか、法令等に掲揚が定められている信号と同じ信号は許可できません。
- ④ 設定者は、国、地方公共団体、私企業体、私人等を問いません。
- ⑤ 海上保安庁では、現在、係留施設の使用に関する信号の発受業務は実施しておりませんので、信号を発する場所を海上保安庁の信号所とするものについては許可できません。

5 航行管制

(1) 根拠

法第 38 条

特定港内の国土交通省令で定める水路を航行する船舶は、港長が信号所において交通整理のため行う信号に従わなければならない。

2 総トン数又は長さが国土交通省令で定めるトン数又は長さ以上である船舶は、前項に規定する水路を航行しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、港長に次に掲げる事項を通報しなければならない。通報した事項を変更するときも、同様とする。

- 一 当該船舶の名称
- 二 当該船舶の総トン数及び長さ
- 三 当該水路を航行する予定時刻
- 四 当該船舶との連絡手段
- 五 当該船舶が停泊し、又は停泊しようとする当該特定港の係留施設

3 略

4 略

5 第 1 項の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、国土交通省令で定める。

規則第 20 条の 2 第 1 項

法第 38 条第 1 項（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める水路並びに法第 38 条第 5 項（法第 45 条の規定により準用する場合を含む。）の信号所の位置並びに信号の方法及び意味は、別表第 4 のとおりとする。

※ 第 3 阪神港大阪区及び堺泉北区の状況の「5 管制水路」の項を参照してください。

(2) 管制水路運航時の通報

法第 38 条第 2 項に定める通報を必要とする船舶は、次のとおりです。

管制水路		通報義務船舶（管制船舶）	通報場所	
大阪区	南港水路	総トン数 5,000 トン以上	大阪湾海上交通センター	078-302-7613
	堺水路	総トン数 3,000 トン以上		078-302-7614
堺泉北区	浜寺水路	総トン数 10,000 トン以上		078-302-7614

(3) 通報時期及び通報事項

通報義務船舶は、入航予定日又は運航開始予定日の原則4日前の午前8時30分から前日正午までに船名、総トン数、運航予定時刻、パス名を電話等により通報してください。

通報事項に変更が生じた時は、速やかに変更通報を行ってください。

なお、通報は船長に代わって代理店等が行っても差し支えありません。

6 船舶交通の制限

(1) 根拠

法第39条

- 1 港長は、船舶交通の安全のため必要があると認めるときは、特定港内において航路又は区域を指定して、船舶の交通を制限し又は禁止することができる。
- 2 前項の規定により指定した航路又は区域及び同項の規定による制限又は禁止の期間は、港長がこれを公示する。
- 3 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険が生じ、又は船舶交通の混雑が生ずるおそれがある場合において、当該水域における危険を防止し、又は混雑を緩和するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該水域に進行してくる船舶の航行を制限し、若しくは禁止し、又は特定港内若しくは特定港の境界付近にある船舶に対し、停泊する場所若しくは方法を指定し、移動を制限し、若しくは特定港内若しくは特定港の境界付近から退去することを命ずることができる。ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の8の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 港長は、異常な気象又は海象、海難の発生その他の事情により特定港内において船舶交通の危険を生ずるおそれがあると予想される場合において、必要があると認めるときは、特定港内又は特定港の境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(2) 制限の内容及び周知

- ① 港内において、船舶交通の安全を阻害するような事態が生じた場合に、港長が船舶の交通の制限等を行うことにより、船舶交通の安全を確保しようとするもので、一般的には航路や船舶交通のふくそう海域で大規模な工事等が行われる場合に、港長公示により航泊禁止、航行制限等の措置を取っております。
- ② 制限等を行う場合は、船舶交通の安全上必要がある場合に限られており、その期間、区域等も必要最小限に留めております。
- ③ 制限等を行った場合は、五管区水路通報、海の安全情報等への掲載及び海事関係団体へ通知しております。

合わせて、公示文を海上保安部署等の掲示板に掲示しております。

- ④ 法第 39 条第 3 項は、異常な気象及び海象により発生する自然災害や海難等の突発的な事情が生じた場合のように、法第 39 条第 2 項による公示の暇がなく直ちに現場において対処しなければならない場合に航行制限等を行うもので、海難現場等においては巡視船等で交通整理を行うほか、大阪湾海上交通センター（おおさかマーチス）等から無線電話等により港長公示の内容を関係船舶へ周知します。

なお、重油、潤滑油等の油が流出し防除作業を行っている場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づき、同様に巡視船等により一般船舶に対して当該海域からの退去、進入の中止等の航行制限を行う場合があります。

- ⑤ 法第 39 条第 4 項は、台風による暴風雨の接近のように予め交通の阻害事情や期間が判明している訳ではないが、船舶交通の危険が発生することが予想されるような事態において、危険防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを港長が勧告できることを規定しているものです。

(3) 異常気象等発生時の船舶交通の制限（法第 39 条第 3 項及び第 4 項）

① 台風対策

阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港においては、大阪湾に台風が接近するおそれがある場合、大阪港海難防止対策委員会が招集され、所要の措置を検討したうえ、港長に意見を具申することとなっており、その場合、阪神港長（大阪区、堺泉北区）は「大阪港台風等災害防止措置実施要領」に基づき、在港船舶等に対して所要の勧告を行っております。

勧告を発する場合は、定められた連絡系統により Eメール、電話、無線電話等で関係先に周知しますので、十分な時間的余裕をもって安全な場所に避難する等してください。特に、高潮等のおそれがある場合は、岸壁等に係留しておくことは非常に危険ですので、十分留意してください。

大型危険物積載船舶、修理中の船舶、木材の水面係留等の関係者にあつては、早めに十分な所要の措置を施してください。

② 津波対策

阪神港（大阪区、堺泉北区）及び阪南港では、津波発生時において、津波による船舶の被害軽減を図ることを目的とし、大阪港海難防止対策委員会の中に

- ・ 大阪市津波分科会（事務局：大阪市）
- ・ 大阪府津波分科会（事務局：大阪府）

が設置されており、大阪府に津波警報又は大津波警報が発令された場合は、「阪神港（大阪区・堺泉北区）及び阪南港における船舶津波対応要領」により、その発表時をもって、阪神港長（大阪区、堺泉

北区) から在港船舶に対して港外へ避難が勧告されるとともに、必要に応じて移動が命ぜられるほか、入港が制限されます。

(4) 引火性危険物積載タンカーへの接近、接舷の制限

阪神港大阪区及び堺泉北区では、本条項に基づき引火性危険物を積載したタンカーへの接近、接舷を制限しておりますので、停泊中の当該タンカーへの接近、接舷は行うことはできません。

やむを得ない理由により、引火性危険物積載タンカーへ接近又は接舷する必要がある場合は、次のとおり引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷許可申請書を提出して許可を受けてください。

① 申請者

接近、接舷しようとする船舶の船長又は接近、接舷して積込み等を行う作業の責任者

② 様式

「引火性危険物積載タンカーへの接近・接舷許可申請書」

③ 留意事項

ア 当該タンカーの燃料を給油する船舶、水先人や入港手続きのための代理店職員等を運搬する船舶等で、一定の条件を満たしている場合は、本制限から除外されますが、船用品、荷役機器等の揚積み等は許可の対象となります。

イ 安全対策については、②の様式に記載の記入例を参考に、船体同士の接触防止、火気管理の状況、荒天時の中止基準、緊急連絡体制等について記入してください。

なお、夜間の場合は船舶交通の輻輳海域や相当の防爆型照明設備がない場合は許可できませんので、ご注意ください。

第8 その他

1 入出港届記載事項証明申請書

水先法施行規則に基づく航海実歴の認定を受ける方で、当該港へ入出港した際に届出された入出港届の記載内容についての証明を希望される場合は、次のとおり事務処理しています。

- (1) 申請者
当該船舶に船長として乗り組んでいる日本人
- (2) 様式
入出港届記載事項証明申請書
- (3) 提出時期
当該船舶の入出港届が届出されてから1年以内。
ただし、入出港届を届出してから1か月を経過した以降に申請された場合は、事実の確認に2～3日の期間を要しますので了承ください。
- (4) 留意事項
 - ① 入出港届記載事項証明書は、申請者が当該船舶の船長として阪神港長に入出港届を提出し、港長が受理していることを証明するもので、入出港時間の事実や明石海峡、友ヶ島水道を通航したことを証明するものではありません。
 - ② 記載内容を訂正等する場合は、必ず申請者の印鑑で訂正してください。
 - ③ 海上保安庁は証明機関ではありませんので、その他の証明事務は行っておりません。

2 阪神港大阪区及び堺泉北区の進路信号

(1) 根拠

規則第11条

船舶は、港内又は港の境界付近を航行するときは、進路を他の船舶に知らせるため、海上保安庁長官が告示で定める記号を、船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信していなければならない。

ただし、船舶自動識別装置を備えていない場合及び船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第3条の16ただし書の規定により船舶自動識別装置を作動させていない場合においては、この限りではない。

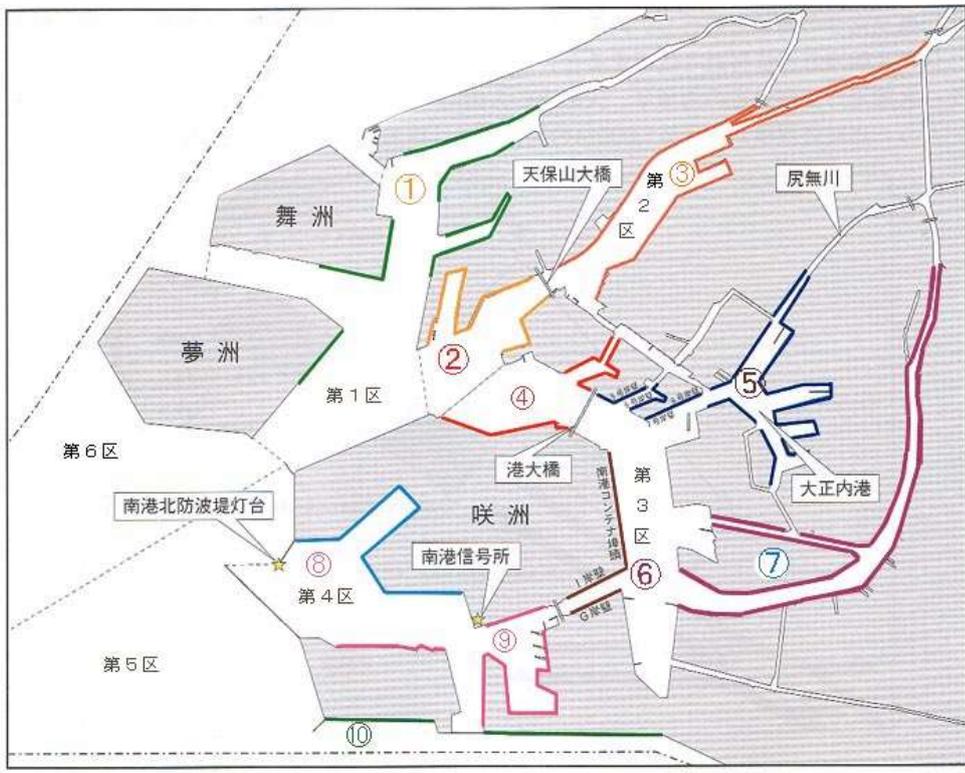
2 船舶は、釧路港、苫小牧港、函館港、秋田船川港、鹿島港、千葉港、京浜港、新潟港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、関門港、博多港、長崎港又は那覇港の港内を航行するときは、前しょうその他の見やすい場所に海上保安庁長官が告示で定める信号旗を掲げて進路を表示するものとする。ただし、当該船舶が当該信号旗を有しない場合又は夜間においては、この限りでない。

- (2) 進路表示は、従来は各錨地及び係留施設ごとに港長又はバース管理者との間の連絡方法として旗りゅうにより行っていましたが、船舶電話等の連絡手段が定着したこと等によりこれを廃止し、平成7年4月1日大阪港においても進路信号を定め、平成13年9月10日からは大阪区10ブロック、堺泉北区3ブロックに分けて実施しています。また、平成22年7月1日、「港則法及び海上交通安全法を一部改正する法律」が施行され、AIS（船舶自動識別装置）を搭載している船舶は、AISによる目的地情報として港内での進路を示す記号の入力が義務付けられましたので、入港時及び港内移動時には進路信号を表示してください。

阪神港大阪区における進路信号等 平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作動義務を免除されている船舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを踏まえた入力例	信 文
①	2代・H	JP OSA H	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2・T	JP OSA 2T	第2区天保山大橋以西の係留施設に向かって航行する。
③	2代・2・A	JP OSA 2A	第2区天保山大橋以东の係留施設に向かって航行する。
④	2代・3・W	JP OSA 3W	第3区港大橋以西の係留施設に向かって航行する。
⑤	2代・3・E	JP OSA 3E	第3区港大橋以东の第5から第8号岸壁、尻無川又は大正内港の係留施設に向かって航行する。
⑥	2代・3・C	JP OSA 3C	第3区港大橋以东の南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁に向かって航行する。
⑦	2代・3・K	JP OSA 3K	第3区港大橋以东の係留施設(第5から第8号岸壁、尻無川若しくは大正内港の係留施設、南港コンテナ埠頭、1岸壁又はG岸壁を除く。)に向かって航行する。
⑧	2代・4・N	JP OSA 4N	第4区南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設に向かって航行する。
⑨	2代・4・S	JP OSA 4S	第4区の係留施設(南港北防波堤灯台と南港信号所を結んだ線以北の係留施設を除く。)に向かって航行する。
⑩	2代・5	JP OSA 5	第5区の係留施設に向かって航行する。
		JP OSA OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		JP OSA XX	上記以外の目的港内での進路



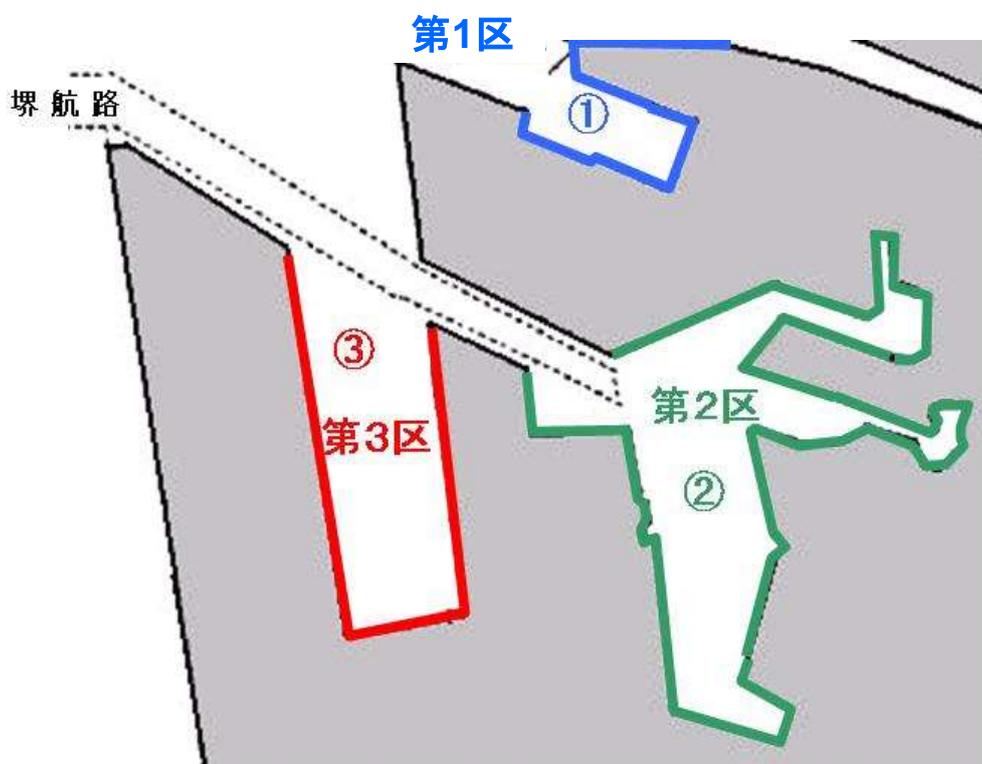
阪神港長

阪神港堺泉北区における進路信号等

平成22年7月1日

下記一覧表のとおり、国際信号旗を有する入港船舶は必ず信号旗による進路表示を行うとともに、AISを搭載している入港船舶(船員法により作動義務を免除されている船舶を除く。)はAISへの入力を行うこと。

	国際信号旗	AISで対応する進路コードを踏まえた入力例	信 文
①	2代・1	J P SBK 1	第1区の係留施設に向かって航行する。
②	2代・2	J P SBK 2	第2区の係留施設に向かって航行する。
③	2代・3	J P SBK 3	第3区の係留施設に向かって航行する。
		J P SBK OFF	目的港の港内又は境界付近で錨泊しようとする場合
		J P SBK XX	上記以外の目的港内での進路



阪神港長